

令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論(1)

---

はじめに – 「内部質保証人材育成講座」の全体像

# 内部質保証概論

---

はじめに

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景
2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠
3. 職業教育の質の保証と情報公開

# はじめに

---

## 【内部質保証人材の役割】

内部質保証を担う人材は、専門学校における職業教育の質を維持・向上させるために、学校全体の取組を支える重要な役割を果たす。

- ◆ 内部質保証人材は、教育の質向上を支える重要な役割を担う
- ◆ カリキュラム・授業・評価・研修など多方面から質保証を推進する
- ◆ 学校全体のPDCAサイクルを回し、継続的な教育の改善を行う

# 「内部質保証人材育成講座」カリキュラム (12時間)

	項目名	時間数
概論	内部質保証概論	1.5h
	評価概論	1.0h
各論	内部質保証のための体制整備	1.5h
	評価基準詳解	2.0h
演習	内部質保証のための自己点検評価演習	2.5h
	自己点検評価表作成演習(実践編)	3.5h

# カリキュラムの詳細①

	項目名	講座内容	時間数
概論	内部質保証概論	内部質保証が求められるようになった社会背景。 内部質保証の法的根拠。 学校評価に関連する法令等。 職業教育の質の保証と情報公開。	1.5h
	評価概論	相対評価と絶対評価。 学生の成績評価(アセスメント)と授業評価。 学生アンケート(満足度調査)の分析と評価。	1.0h

## カリキュラムの詳細②

	項目名	講座内容	時間数
各論	内部質保証のための体制整備	自己点検評価の在り方。エビデンスの整理方法と文書管理の基礎。客観的評価の手法と評価チームづくり。	1.5h
	評価基準詳解	令和7年6月発行の「専修学校における学校評価ガイドライン(改訂版)」に基づき、第三者評価等の外部評価への対応にも配慮して、自己点検評価の評価基準について詳解。	2.5h

## カリキュラムの詳細③

	項目名	講座内容	時間数
演習	内部質保証のための自己点検評価演習	本講座全体の総括として位置づけ、概論・各論を通じてここまで学んできた知識を活用して、自己点検評価実施事例を読み解き、グループで議論・検討することで、自己点検評価の技術と行動特性を身につける。	2.0h
	自己点検評価表作成演習(実践編)	概論・各論を通じてここまで学んできた知識を活用して、対面講座当日までに自校の自己点検評価(案)を作成し、エビデンス(一部のみ)とともに持参する。 グループ内で発表(内容説明)し、意見交換を行うことで、自己点検評価の技術と行動特性を身につける。	3.0h

## 学校教育法上の位置付け

- 学教法第124条に基づく、教育課程や教員体制の自由度の高い学校。
- 都道府県が所轄庁として設置認可。補助は都道府県単独（国の経常費補助はなし）

## 修了者の称号、進学資格

### 【2年課程】

- 専門士の称号（H7～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で6,681学科（約92%））の修了者  
※認定の主な要件…①修業年限2年以上、②授業時数1,700時間以上、③試験等による成績評価
- 大学への編入学資格（H10～/法律）…修業年限2年以上・授業時数1,700時間以上の課程の修了者で、大学入学資格を有する者

### 【4年課程】

- 高度専門士の称号（H17～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で478学科（約84%））の修了者  
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価
- 大学院入学資格（H17～/省令）…文部科学大臣の指定した課程※（現時点で504学科（約94%））の修了者  
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価

## 職業実践専門課程

- 職業実践専門課程 … 企業との連携に取り組む学校を認定（H26～）。現時点で3,165学科（約43%）  
R4から、同課程に上乗せ補助を行う都道府県に特別交付税措置

## 高等教育の修学支援新制度

- 対象校は78.5%（全2,592校（※）のうち、対象校2,034校）（※）募集停止済み校除く。
- 支援対象人数は約7.5万人。数値は令和4年度実績 専門学校生のうち約29%が所得400万円未満であり、他の学校種と比べて受給率が高い。

## 学校数の推移

近年は毎年1%程度ずつ減（30校前後）。また、既に募集停止済みの学校が約100校

単位：校	H15	H25	R1	R2	R3	R4	R5
専門学校総数 (前年比増減)	2,962	2,811	2,805	2,779 (▲0.9%)	2,754 (▲0.9%)	2,721 (▲1.2%)	2,693 (▲1.0%)
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	—	1,967	2,009	2,033	2,034

【参考】大学数（※）大学院大学、短大除く。

単位：校	H15	H25	R5
大学数	693	752	783
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	774

# 専門学校と他の高等教育機関との比較

	専門学校 (専門課程を置く専修学校)	大学 (うち学部)	短期大学	高等専門学校
根拠	学校教育法第124条	学校教育法第1条	学校教育法第1条	学校教育法第1条
学校数	2,693校	783校	303校	58校
在籍学生数	555,342人 ※専門課程の在籍者数	2,632,775人	86,689人	56,576人
教育課程	専門学校(4年制) 120単位※1 専門学校(2年制) 60単位※2 (単位制による学科の場合)	124単位	2年制: 62単位 3年制: 93単位	167単位 (商船学科は練習船実習を除く 147単位)
助成	経常費: 都道府県による補助 (R4より、職業実践専門課程の上乗せ補助に対し特別交付税措置) 施設整備費: 私学助成法第16条で同法第10条(施設費)を準用	経常費: 私学助成法第4条 施設整備費: 第10条(施設費)	経常費: 私学助成法第4条 施設整備費: 第10条(施設費)	経常費: 私学助成法第4条 施設整備費: 第10条(施設費)
修学支援新制度	○ (機関要件充足率: 78.5%)	○ (機関要件充足率: 98.3%)	○ (機関要件充足率: 97.3%)	○ (機関要件充足率: 100%)
卒業生の地位・称号	専門士(2年) 高度専門士(4年) (称号・大臣告示)	学士 (学位・法律)	短期大学士 (学位・法律)	準学士 (称号・法律)

(出典) 令和5年度学校基本統計

※1 一定の要件を満たす2年制以上の課程の修了者(大学入学資格を有する者)は大学への編入学が認められる(学校教育法第132条)。

※2 一定の要件を満たす4年制以上の課程で文部科学大臣の指定を受けたものの修了者は、大学院入学資格が認められる(約94%の学科が該当7学校教育法第102条及び学校教育法施行規則第155条)。



令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論

---

## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景(1)

# 1. 内部質保証が求められるようになった 社会背景

---

- ① 内部質保証とは
- ② 高等教育における内部質保証
- ③ 民間教育訓練機関における  
職業訓練サービスガイドライン
- ④ 教育振興基本計画
- ⑤ 専修学校における学校評価  
ガイドライン
- ⑥ 職業教育のマネジメントと  
PDCA
- ⑦ 職業実践専門課程
- ⑧ 内部質保証と3つのポリシー
- ⑨ 教育訓練給付制度(専門実践  
教育訓練)
- ⑩ 高等教育の資格の承認に関する  
アジア太平洋地域規約
- ⑪ 高等教育の修学支援新制度
- ⑫ 学校教育法の一部改正

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-1. 内部質保証とは

---

- ◆ 「質」とは、それを求める側のニーズと、提供されるモノやサービスが等価であること。
- ◆ 「質の高い教育」とは、学習者が有意義な学びを通じて、必要な知識、技能、態度、価値観を身につけ、社会に貢献できるようにする教育である(UNESCO「教育の質に関する枠組み(EFA Global Monitoring Report)」)
- ◆ 専門学校における「内部質保証」とは、学校自らが教育の質を継続的に点検・評価し、改善していく仕組みを指す。
- ◆ これは、学校の教育が社会の要請に応え、学生に必要なスキルや知識を確実に身につけさせるために重要な取組である。

## 1-1. 内部質保証とは

### (1) 内部質保証の目的

---

- ① 学生の学びの質を向上させる(知識・技能・態度を確実に習得させる)
- ② 学校の教育が社会や業界のニーズに適合しているかを確認する
- ③ 学校全体で教育の継続的な改善を行い、信頼性を高める

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

- ① カリキュラムの管理と改善
- ② 授業の質向上
- ③ 学生の学習成果の評価
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 学校全体の組織的な取組
- ⑥ PDCAサイクルの活用

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

### ① カリキュラムの管理と改善

- 学修成果(ディプロマ・ポリシー)の明確化
  - 卒業時に身につけるべき知識・技能を具体的に定める  
例:「〇〇資格を取得」「△△の技術を実践できる」など
- カリキュラム・マネジメント
  - 教科ごとの学習目標が全体の教育目的に合致しているかを定期的に点検する
  - 授業内容が時代遅れになっていないか検証し、最新の業界動向を取り入れる

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

### ② 授業の質向上

- 教員の授業評価・自己点検の実施
  - 学生アンケートや授業観察を通じて、教え方や教材を改善する
  - 教員同士の授業見学を行い、指導力を向上させる
- アクティブラーニングの導入
  - 実践的な学び(グループワーク、実習、ケーススタディ)を強化し、知識の定着を促す

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

### ③ 学生の学修成果の評価

- 成績評価の適正化
  - 学生の習熟度を適切に評価し、成績の付け方に偏りがいないかチェックする
- ポートフォリオ評価の活用
  - 学生の学習記録や作品を蓄積し、成長を可視化する

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

### ④ 教職員の資質向上

- 教員研修の実施
  - 指導方法の向上、最新技術の習得、教育法の学習を目的とした研修を行う
- 業界との連携
  - 企業や専門団体と交流し、現場の最新動向を学ぶ機会を設ける

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

### ⑤ 学校全体の組織的な取組

- 自己点検評価委員会(内部質保証委員会)の設置
  - 教育の質を評価・改善する専門の組織を設け、定期的な点検を行う
- 第三者評価との連携
  - 自校の教育の質を客観的に評価してもらい、改善の参考にする

## 1-1. 内部質保証とは

# (2) 内部質保証の主な取り組み

---

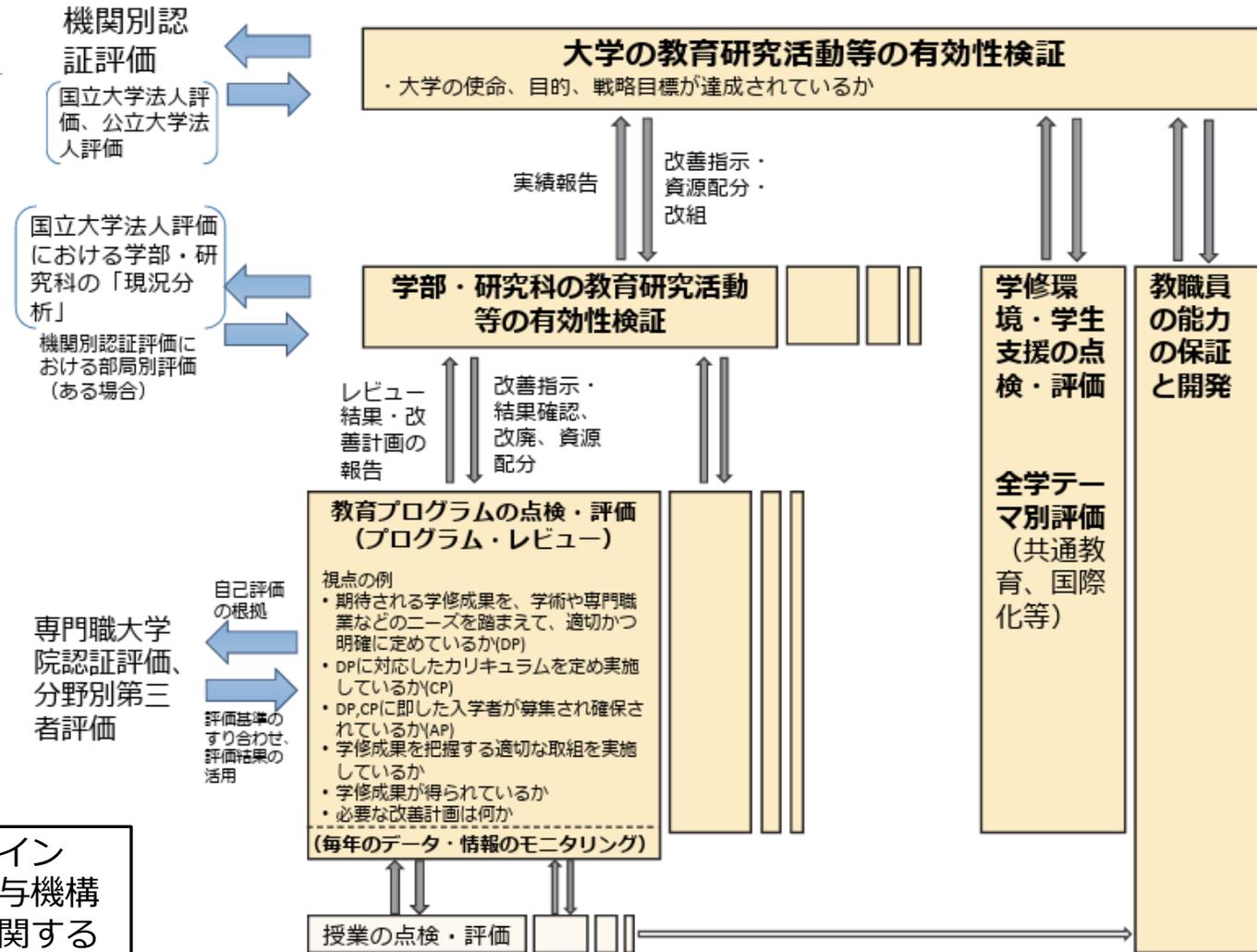
### ⑥ PDCAサイクルの活用

内部質保証の基本は、PDCA(計画→実行→評価→改善)のサイクルを回すこと。

- ◆ Plan(計画): 教育方針やカリキュラムを設計
- ◆ Do(実行): 授業や実習を行い、学生の学習を支援
- ◆ Check(評価): 授業評価や学修成果を分析し、改善点を見つける
- ◆ Act(改善): 評価をもとに教育内容を見直し、次年度に反映

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-2. 高等教育における内部質保証



教育の内部質保証に関するガイドライン  
国立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
(質保証システムの現状と将来像に関する研究会)

図 1 内部質保証システムの全体像

「職業訓練サービスの質の確保・向上」として、  
第11次職業能力開発基本計画へと引き継がれている…

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-3. 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定

～民間の職業訓練サービスの質の向上を図るための国内初のガイドライン～

平成23年12月22日

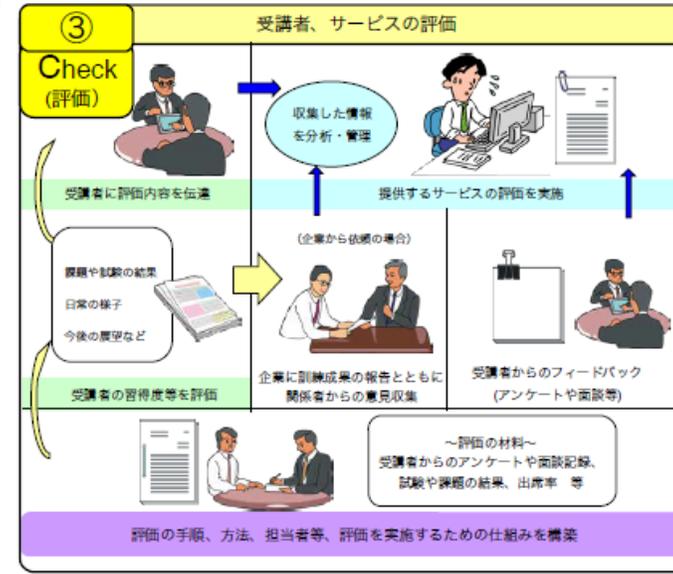
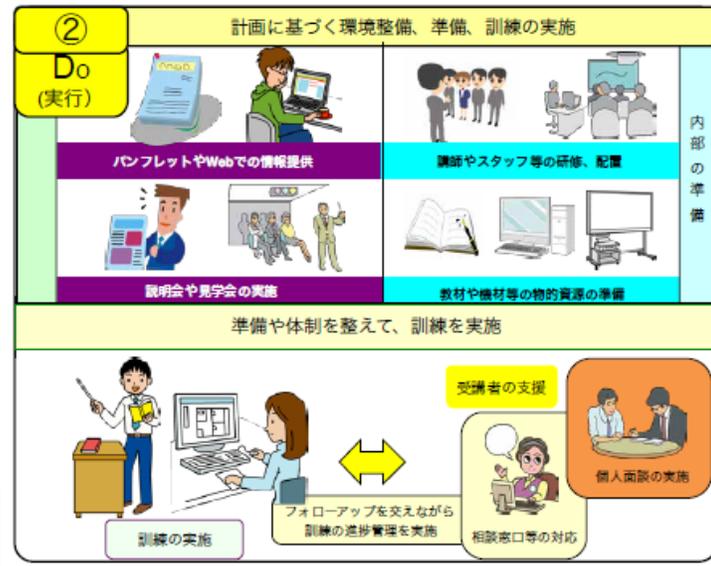
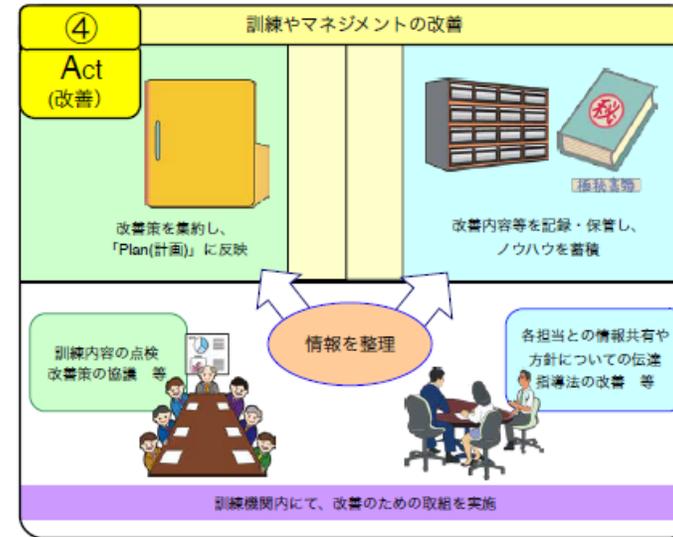
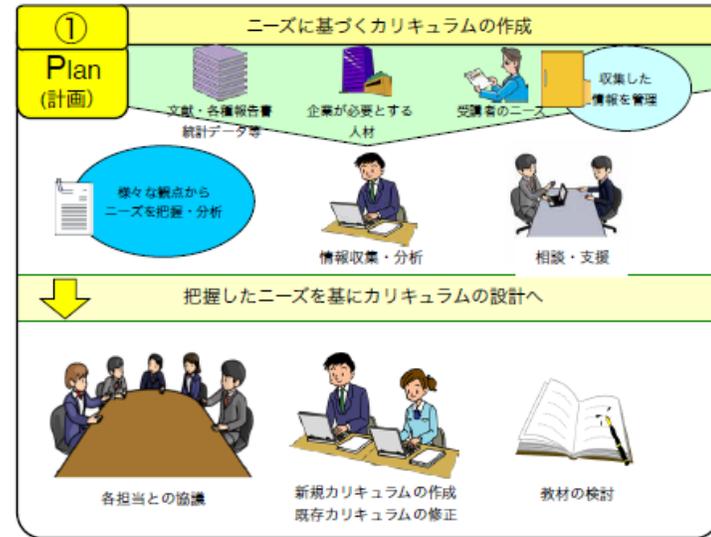
厚生労働省は本日、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(以下「ガイドライン」)を策定しましたので、公表いたします。これは、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営等により、民間教育訓練機関が実施する職業訓練サービスの質の保証と確保を図るためのツールとして、初めて定めたものです。

【ガイドラインの位置付け】

ガイドラインは、国際規格の「ISO29990」(非公式教育・訓練のための学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項)を踏まえ、民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項を具体的に説明したもので、そうした取り組みを行う際に活用するツールとして位置付けています。

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-3. 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン



1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-4. 教育振興基本計画

**教育基本法の第17条の1に基づき、  
5か年毎に策定される計画**

(教育振興基本計画)

**第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

**第1期教育振興基本計画**

**(平成20年7月～平成25年3月)**

**第2期教育振興基本計画**

**(平成25年4月～平成30年3月)**

教育振興基本計画

平成25年6月14日  
閣議決定

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-4. 教育振興基本計画

### 基本施策 1 2 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

#### 【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

#### 【主な取組】

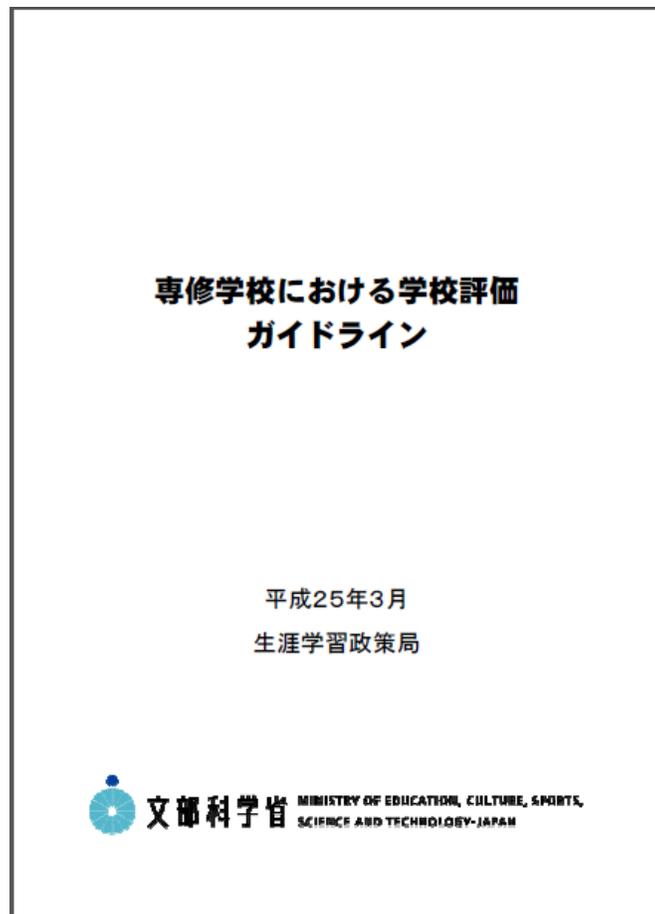
##### 1 2 - 1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- ・ 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO 29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（※）等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策 3 0 - 1 に記載した取組を進める。

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構（ISO）が発行した国際規格。

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-5. 専修学校における学校評価ガイドライン



### 目次

1. 専修学校における学校評価	
(1) 背景・現状	P4
(2) 目的・定義等	P6
(3) 課題	P10
(4) 学校評価により期待される取組と効果	P12
2. 専修学校における学校評価の実施・公表	
(1) 自己評価	P12
(2) 学校関係者評価	P16
(3) 第三者評価	P17
(4) 評価主体・体制等	P20
(5) 学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善	P21
(6) 実効性の高い学校評価の促進のための国、都道府県等の役割	P22
(7) 学校評価を通じた教職員の資質向上	P23
(8) 分野、職域などの特性	P24
3. 積極的な情報提供・情報公開	
(1) 専修学校における積極的な情報提供・情報公開	P26
(2) 課題	P27
(3) 積極的な情報提供の必要性と期待される効果	P27
(4) 情報提供の在り方	P28
(5) 留意事項	P29
(6) 情報提供等への取組に関するガイドライン	P29

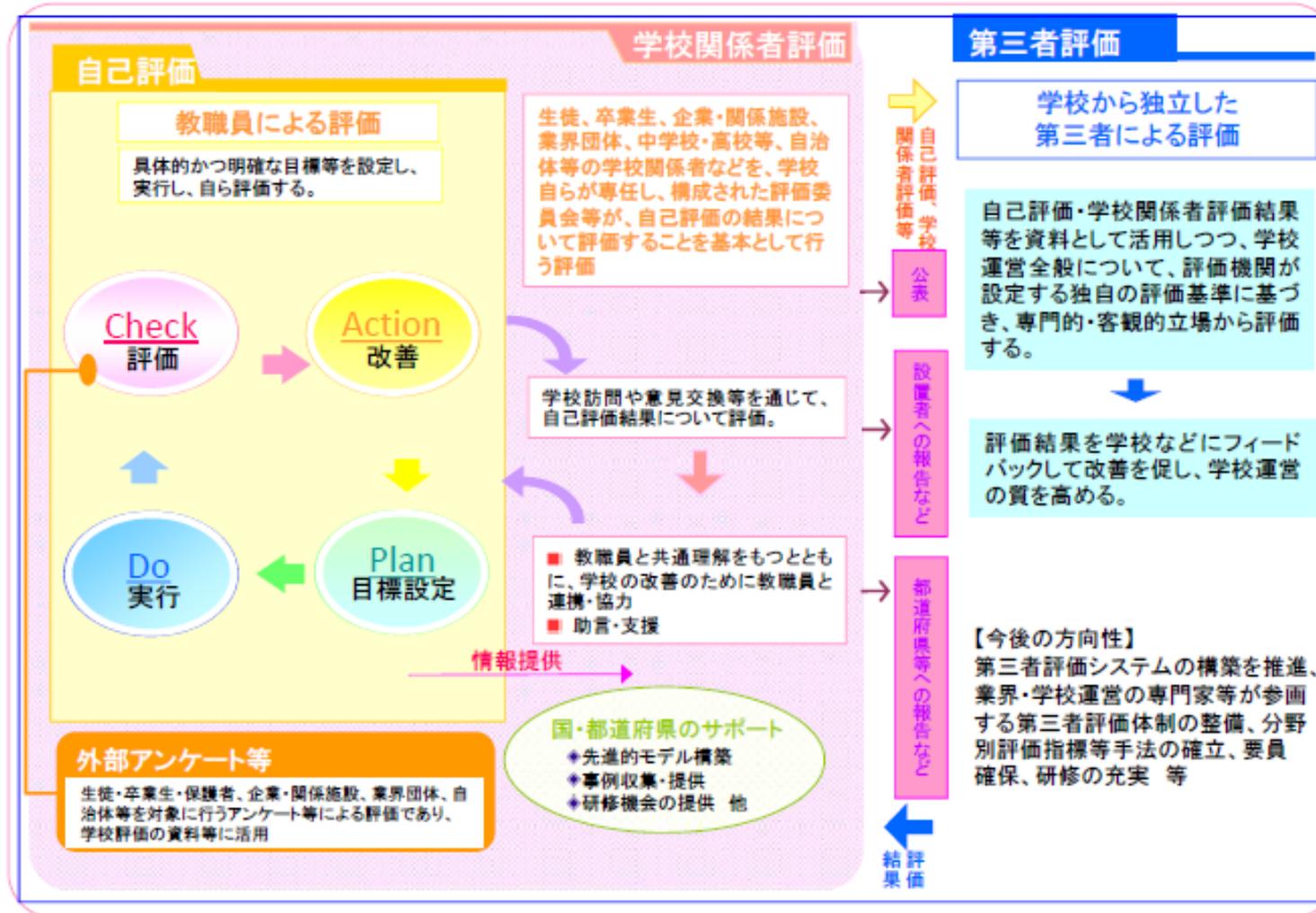
(平成25年(2013年)3月発行、令和7年(2025年)6月改訂)

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-5. 専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月 文部科学省)

### 専修学校における学校評価・情報公開のイメージ

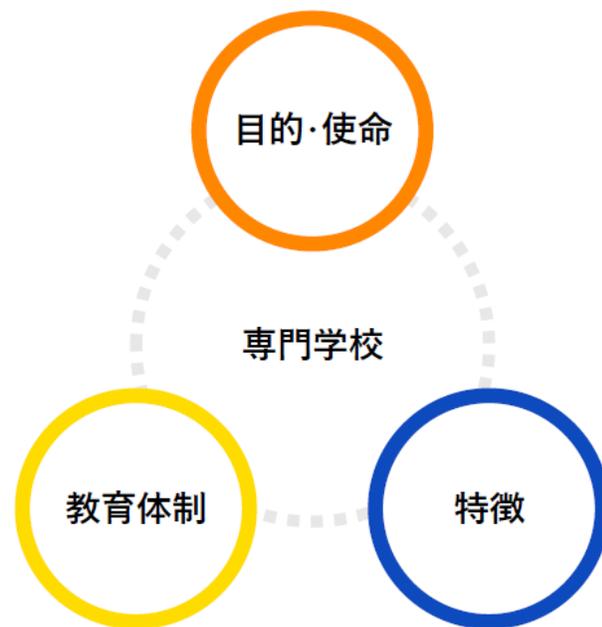
別添1



# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-6. 職業教育のマネジメントとPDCA

本手引では、職業教育マネジメントのポイントを専門学校の「目的・使命」「教育体制」、及び「職業教育の特徴」に沿って、整理しました。



- 産業界のニーズに即応した職業人材を養成する
- 学生の職業人としてのスキルとキャリアへの意識を実践レベルまで育成する
- 学生が単に就職することだけでなく、より良い職業人人生を送ることを支援する

- 多様な教員（企業等から派遣される非常勤教員等）が教育上の重要な役割を担っている
- 教員一人当たりの学生数が少なく、きめ細やかな指導が可能
- 学校教職員のうち、マネジメントに関わる職員が少ない

- 産業界、企業等との密接な連携に基づく教育プログラム
- 実習・演習等を主体とした教育課程
- コアカリキュラムとの関係を含め、分野ごとの教育内容が大きく異なる

「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」2020年8月6日株式会社三菱総合研究所（令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」成果物）

## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

# 1-6. 職業教育のマネジメントとPDCA

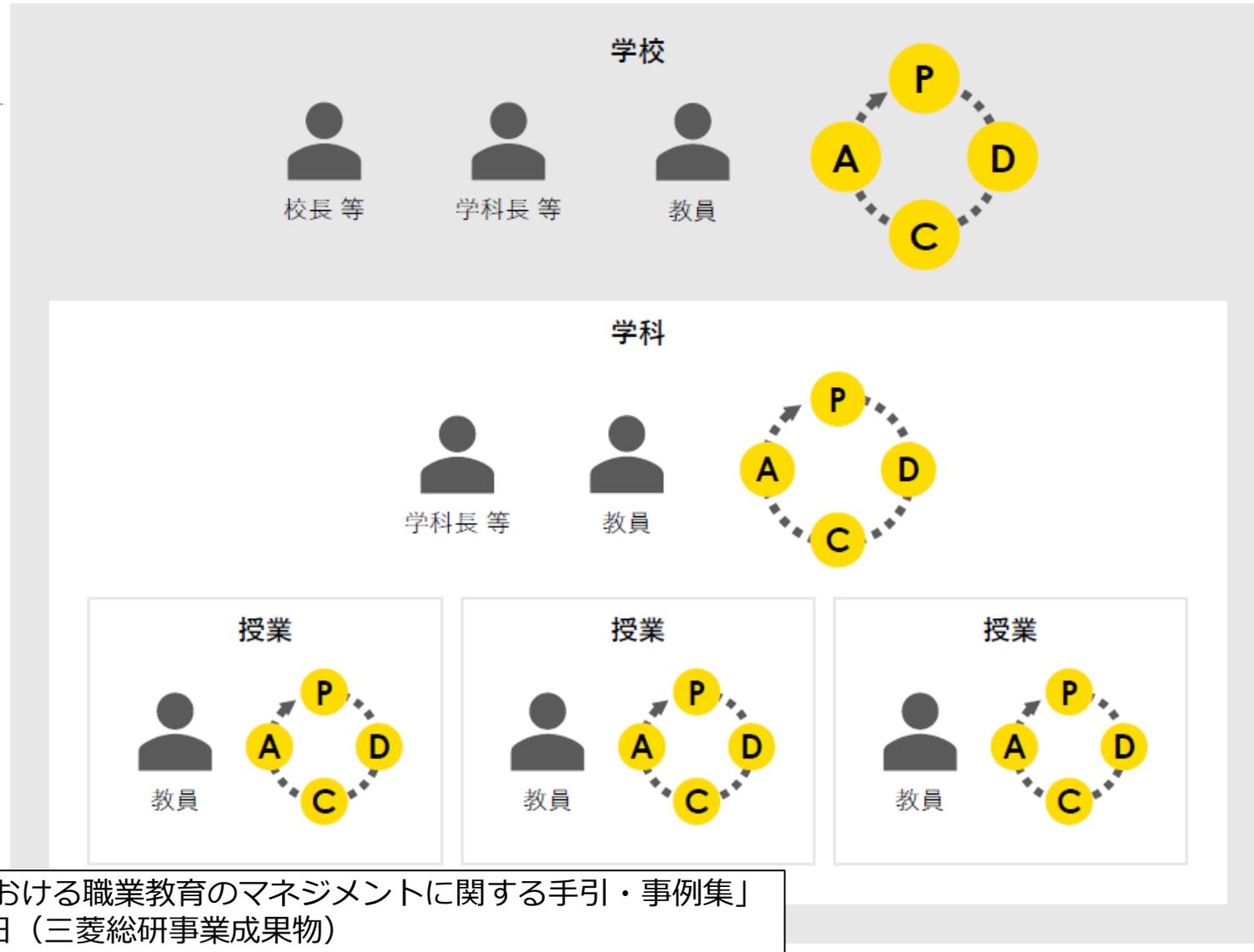
### 職業教育マネジメントのポイント

- **企業、産業界のニーズ**（顧客の要望や満足への対応を含む）を**把握**すること
- **職業人育成のための実践的な教育課程**を整備・実施すること
- 学生の現状を、**学校組織全体で把握・共有・活用**すること
- **企業等と組織的に連携**し、協力体制を構築すること
- **多様な教員を適切に支援**し、**きめ細やかな指導の質を保証**すること

「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」  
2020年8月6日（三菱総研事業成果物）

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-6. 職業教育のマネジメントとPDCA



「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」  
2020年8月6日（三菱総研事業成果物）



令和7年度

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論(3)

---

## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景(2)



# 1. 内部質保証が求められるようになった 社会背景

---

- ① 内部質保証とは
- ② 高等教育における内部質保証
- ③ 民間教育訓練機関における  
職業訓練サービスガイドライン
- ④ 教育振興基本計画
- ⑤ 専修学校における学校評価  
ガイドライン
- ⑥ 職業教育のマネジメントと  
PDCA
- ⑦ 職業実践専門課程
- ⑧ 内部質保証と3つのポリシー
- ⑨ 教育訓練給付制度(専門実践  
教育訓練)
- ⑩ 高等教育の資格の承認に関する  
アジア太平洋地域規約
- ⑪ 高等教育の修学支援新制度
- ⑫ 学校教育法の一部改正



1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-7. 職業実践専門課程(平成25年8月30日制定)

---

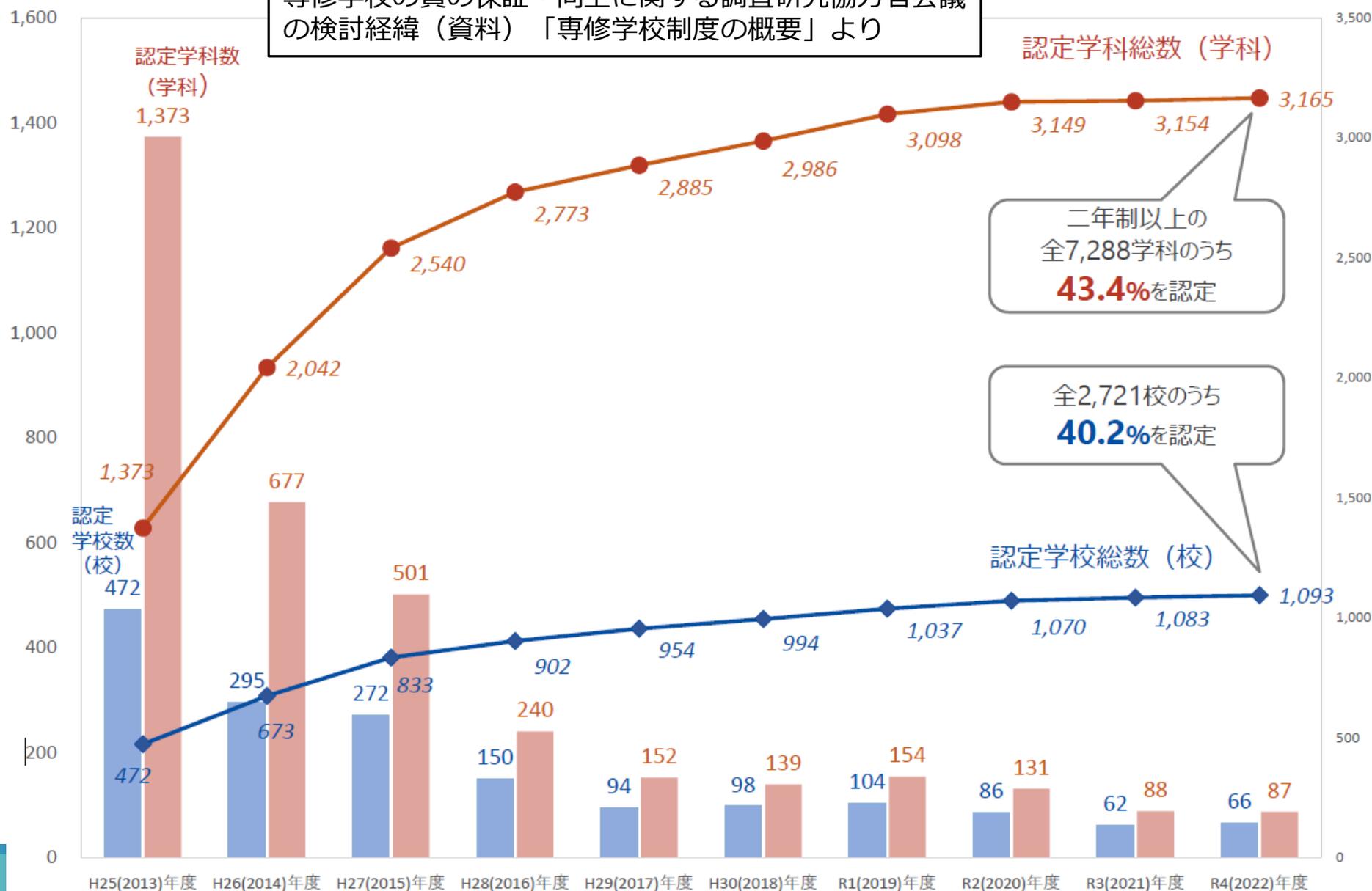
### 【職業実践専門課程の目的】

職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものを文部科学大臣が認定・奨励することで、専修学校専門課程における職業教育の水準維持・向上を図ることを目的とする。(専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 第1条)



# 職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議  
の検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より



# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-7. 職業実践専門課程

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の  
検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より

### 職業実践専門課程とは

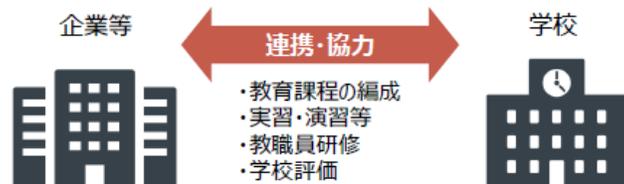
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

### 認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 1,093校 3,165学科（令和5年3月時点）

認定割合は、全専門学校の約4割

### 質の保証

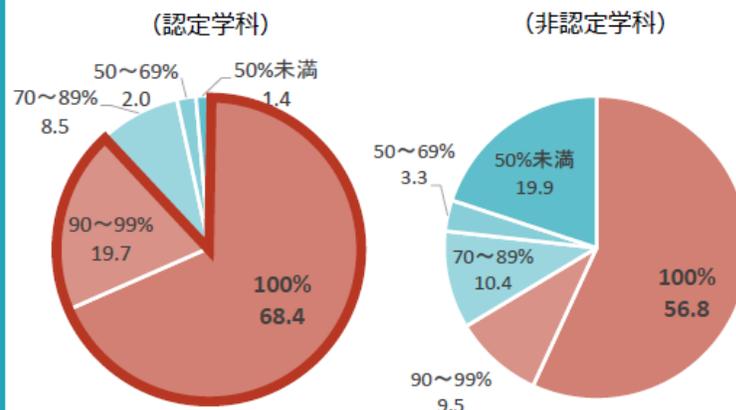
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

### 認定の効果・成果

#### 政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

#### 認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）  
※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めると認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%。全体平均は85.5%  
（学科ごとの就職率に基づく単純平均。認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づいた加重平均は就職率は増える見込み）  
なお、平成27年度大学等卒業生の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%。上記全体平均との差額は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校向きの母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。

# 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

## 職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

## 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **35都道府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和5年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加。**
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置。**

参考：職業実践専門課程の認定状況  
(令和5年3月27日時点)

- ・ 学校数：1,093校(40.2%)
- ・ 学科数：3,165学科(43.4%)

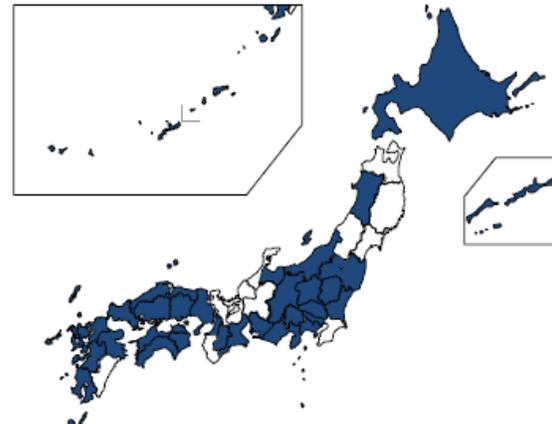
※合計欄の( )内の数字は全専門学校数(2,721校)、修業年限2年以上の全学科数(7,288学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数  
(令和5年12月時点)

令和3年度：19都道府県  
令和4年度：25都道府県



**令和5年度：35都道府県**  
※特別交付税措置対象



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和5年12月時点)  
(北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯(資料)「専修学校制度の概要」より



## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

# 1-7. 職業実践専門課程

### 【職業実践専門課程の要件】

- ① 専門士または高度専門士の称号付与課程であること
- ② 企業等との連携による教育課程の編成(教育課程編成委員会の設置等)
- ③ 企業等との連携による実習・演習等の実施
- ④ 企業等との連携による実務に関する教員研修の実施
- ⑤ 学校関係者評価の実施と公表
- ⑥ 学校関係者評価への企業等役職員の参画
- ⑦ 企業等への教育活動・学校運営状況等の情報提供



## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

# 1-8. 内部質保証と3つのポリシー

各教育プログラムは、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定している。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会『卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成28年3月31日）を参考にして、三つのポリシーを定め、内部質保証の基礎とする。

上記ガイドラインに述べられているように、三つのポリシーの策定単位は、原則として学位プログラムである。ただし、アドミッション・ポリシーについては入学試験や学生受入を実施する単位にあわせて策定することも考えられる。また、教育プログラムを単位として策定することに加えて、学部・研究科単位や大学単位で三つのポリシーの一部あるいは全てを策定することも考えられる。

教育プログラムを単位としてカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを策定せず、異なるカリキュラムを有している複数の教育プログラムをまとめて一つのポリシーを策定している場合には、それによって質保証がなされうるのかを説明できることが必要である。



# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-9. 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練)

### ➤ 給付を受けられることができる方(対象者)

- 在職者(雇用保険の被保険者)又は雇用保険の被保険者でなくなった(離職した)日から1年以内(妊娠、出産、育児、疾病等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者
- 雇用保険の加入期間が1年以上(専門実践教育訓練の場合は2年以上)である者

### ➤ 給付の額

- **専門実践教育訓練では最大で受講費用の70%を支給(年間上限56万円・最長4年)。**

### ➤ 対象となる講座

- 情報処理技術者資格、簿記検定、訪問介護員、社会保険労務士資格などを目指す講座など、労働者の職業能力開発を支援する多彩な講座  
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/> (教育訓練講座検索システム)にて検索可能

#### 対象講座

対象の教育訓練は、約14,000講座。

具体的な講座は、教育訓練給付制度【検索システム】で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練 検索 検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<b>専門実践教育訓練</b> 最大で受講費用の70% 【年間上限56万円・最長4年】 を受講者に支給	<b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> ・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など <b>デジタル関係の講座</b> ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座(経済産業大臣認定) <b>大学院・大学などの課程</b> ・専門職大学院の課程(MBA、法科大学院、教職大学院 など) ・職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) など <b>専門学校の課程</b> ・職業実践専門課程(文部科学大臣認定) ・キャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定)
<b>特定一般教育訓練</b> 受講費用の40% 【上限20万円】 を受講者に支給	<b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など <b>デジタル関係の講座</b> ・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
<b>一般教育訓練</b> 受講費用の20% 【上限10万円】 を受講者に支給	<b>資格の取得を目標とする講座</b> ・英語検定、簿記検定、ITパスポート など <b>大学院などの課程</b> ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程



## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

# 1-9. 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)

### 1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程※1

[訓練期間は1年以上3年以内(職業能力開発局長の定める1年未満の養成課程を含む)]

#### 対象となる業務独占資格※2

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

#### 対象となる名称独占資格※3

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師

等

- ※1 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、  
①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程
- ※2 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格
- ※3 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格
- ※4 必置資格(事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格)は、  
上記※2及び※3の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、  
新しい教育訓練給付制度の対象講座にはなりません

### 2 専門学校の職業実践専門課程 [訓練期間は2年]

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定したもの

### 3 専門職大学院 [訓練期間は2年または3年以内]

高度専門職業人の養成を目的とした課程



# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-10. 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

### 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

【平成29年12月6日締結】

#### 背景

- 1983年:ユネスコの下で前身の規約を採択。職業資格を含む等の問題点があったため、2007年以降、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において本規約を採択。

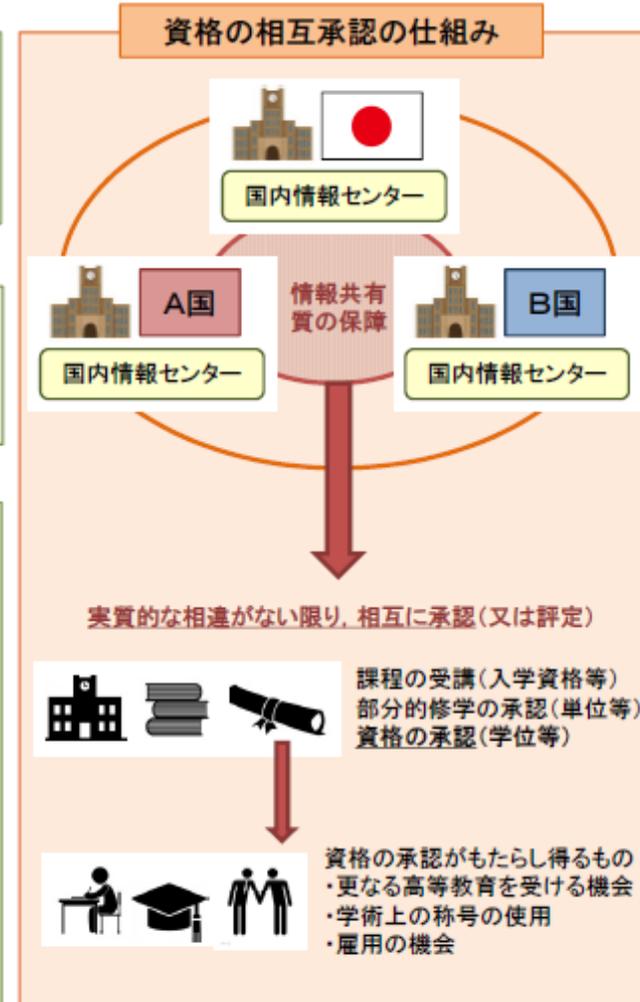
#### 目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

#### 主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の方法及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
  - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
  - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
  - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)

#### 資格の相互承認の仕組み



For international mobility and quality in higher education

# 高等教育資格承認情報センター

## National Information Center for Academic Recognition Japan

 学校名で検索

 専門学校

 専門士

 群馬県

 検索



# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-10. 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

### 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

【平成29年12月6日締結】

#### 背景

- 1983年:ユネスコの下で前身の規約を採択。職業資格を含む等の問題点があったため、2007年以降、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において本規約を採択。

#### 目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

#### 主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の方法及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
  - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
  - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
  - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)

#### 資格の相互承認の仕組み

実質的な相違がない限り、相互に承認(又は評定)

# 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-11. 高等教育の修学支援新制度

### 高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日/通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

\* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
(令和2年度の在學生(既入学者も含む)から対象)

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

**令和2年度予算(案)** 4,882億円

授業料等減免 2,528億円\*

給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る  
地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

**授業料等減免**

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

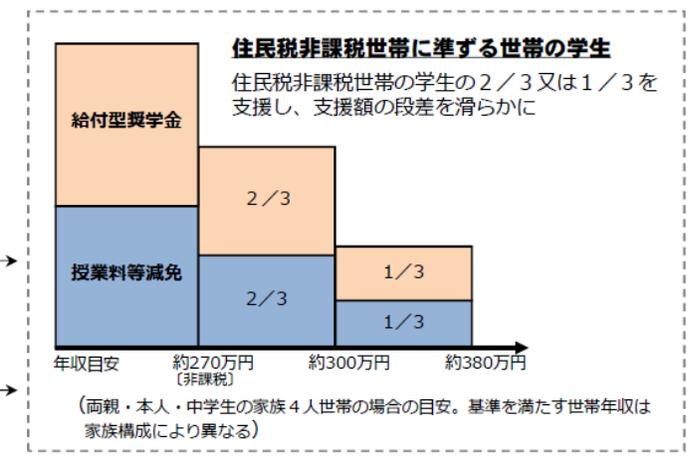
**給付型奨学金**

○ 日本学生支援機構が各学生に支給

○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



- 支援対象者の要件**
- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
  - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件**：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
  - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))



## 1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

# 1-11. 高等教育の修学支援新制度

### 【機関要件】 (修学支援新制度の対象校となるための要件)

<省令で定める基準(教育の実施体制関係) 修学支援法第3条第2項第一号、施行規則第2条>

- ① 実務経験のある教員等による授業科目の配置
- ② 学外者である理事の複数配置又は外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置
- ③ 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表
- ④ 財務・経営情報の公表

<省令で定める基準(大学等の経営基盤関係) 修学支援法第3条第2項第二号、施行規則第3条>

- ⑤ 《私立学校のみ》設置者の財務状況・大学等の収容定員充足率



1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

## 1-12. 学校教育法の一部改正

---

【趣旨】(一部抜粋)

- **専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

【教育の質の保証を図るための措置】

- 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。(第132条の2関係)

【施行日】令和8年4月1日

令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論(4)

---

## 2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠(1)

## 2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠(1)

---

### 2-1. 専修学校の法的基盤

- ① 日本国憲法と教育基本法
- ② 学校教育法における専修学校の位置づけ
- ③ 専修学校の法的定義と設置基準
- ④ 私立学校法と学校法人制度
- ⑤ 私立学校振興助成法と専修学校

### 2-2. 学校教育法の一部改正

### 2-3. 学則変更事項

### 2-4. 私立学校法の改正

## 2-1. 専修学校の法的基盤

---

日本国憲法

教育基本法

学校教育法

専修学校設置基準

私立学校法

私立学校振興助成法

## 2-1. 専修学校の法的基盤

# ① 日本国憲法と教育基本法

---

### ◆ 日本国憲法(第26条)

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する【教育の機会均等を保障】

### ◆ 教育基本法

- 「教育の憲法」としての役割:昭和22年制定、平成18年(2006年)全面改正
- 第二条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない(昭和22年制定時)

# 教育基本法 (平成18年(2006年)改正)

---

## (教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。教育における差別の禁止や国及び地方公共団体による奨学の措置について、引き続き規定するとともに、新たに、障害のある方々が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを規定しました。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、**職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。**
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 2-1. 専修学校の法的基盤

# ② 学校教育法における専修学校の位置づけ

---

### ◆ 学校教育法における専修学校の位置づけ

### ◆ 「一条校」との明確な違い: 専修学校の法的定義と設置基準

- **第1条** この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- **第124条** 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

## 2-1. 専修学校の法的基盤

### ③ 専修学校の法的定義と設置基準

---

- ▶ 専修学校は、学校教育法**第124条**にて定義 ⇒ **専修学校設置基準**へ
- ▶ 一条校以外の教育施設で、**職業もしくはは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図る**ことを目的として、**組織的な教育を行うもの**。
- ▶ 専修学校として都道府県知事から認可されるためには、以下の3つの具体的な要件を満たす必要がある。
  1. **修業年限が1年以上**であること。
  2. 年間の授業時数が文部科学大臣の定める基準以上であること。
    - **昼間学科**: 年間800時間以上
    - **夜間等学科**: 年間450時間以上
  3. **常時40人以上の生徒**がいること。
- また、防衛大学校のように他の法律で定められた施設や、外国人学校のような特定の対象者を持つ施設は、この規定から除外されています。

## 2-1. 専修学校の法的基盤

### ④ 私立学校法と学校法人制度

---

#### ◆私立学校法の目的

- 第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

#### ◆学校法人と準学校法人

- 学校法人：私立学校法第3条に基づき、一条校(大学、高校、小中学校など)を設置する目的で設立される公益法人
- 準学校法人：専修学校または各種学校のみを設置する法人は、同法第64条の規定により「準学校法人」と区別されている。ただし、通称として「学校法人」と名乗ることに差し支えはない。なお、大学や高等学校といった一条校を併設している場合には、法的には「学校法人」となり、専修学校・各種学校のみを設置している法人が「準学校法人」と区別される。

## 2-1. 専修学校の法的基盤

# ⑤ 私立学校振興助成法と専修学校

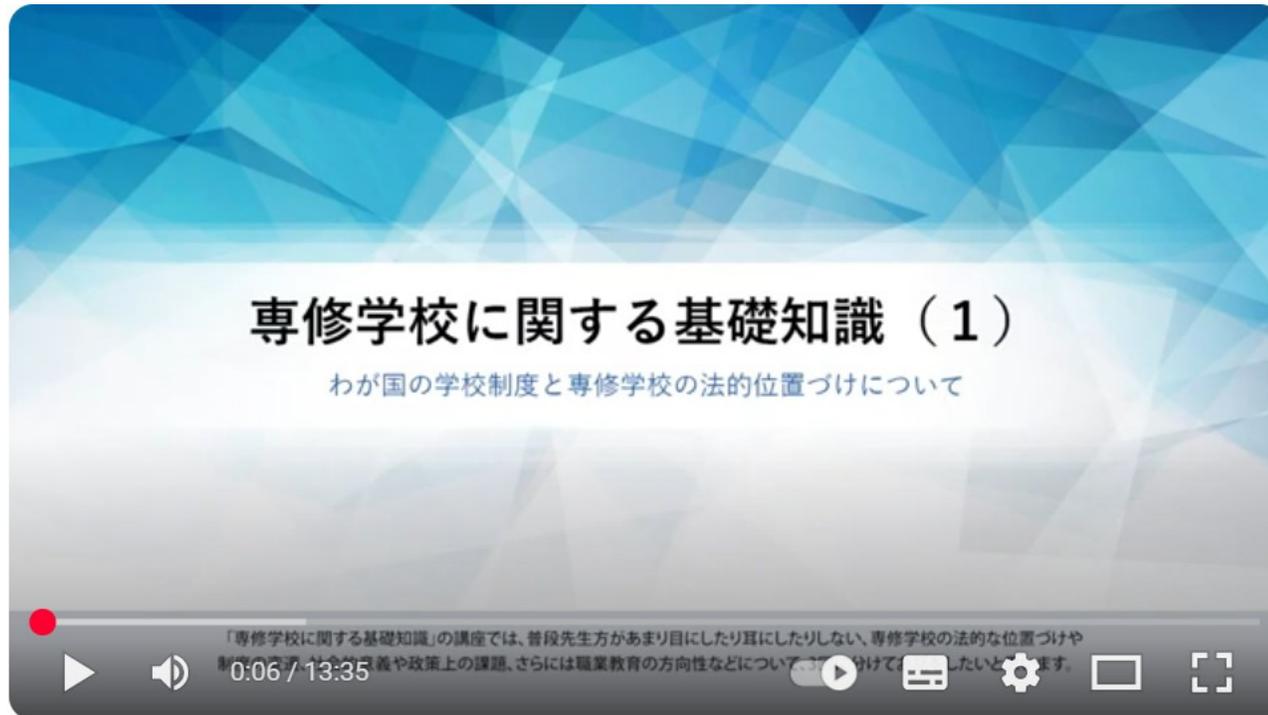
### ◆日本国憲法(第89条)の壁

- 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善は、**教育**若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してならない。

### ◆私立学校振興助成法(歴史的経緯と現在の課題)

- 昭和50年(法律制定当初) 制定当初、**専修学校は助成の対象外**
- 昭和57年(法改正) 法改正により、第16条に準用規定が設けられ、専修学校もようやく助成の対象に。これにより、例えば**施設や設備の整備に対する補助が可能に**。
- **現状の決定的課題** この改正には決定的な但し書きあり。大学や高等学校には適用される法律の心臓部ともいえる**「経常費の助成」(第10条)**が、専修学校への準用から意図的に除外された。**助成の対象は、あくまで施設整備費といった臨時の「その他の助成」に限定**。
- これが、現在に至るまで専修学校に国からの**経常費補助金が直接支出されない直接的な法的理由**

# <参考> 専修学校に関する基礎知識



一般社団法人 全国専門学校教育研究会が令和3年度文部科学省委託事業の報告として作成した動画です。「わが国の学校制度と専修学校の法的位置づけについて」というタイトルで、専修学校の成り立ちから、歴史的経緯について、わかりやすく解説されています。Web上で公開されていますので、ぜひご覧ください。

令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論(5)

---

## 2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠(2)

## 2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠(2)

---

### 2-1. 専修学校の法的基盤

- ① 日本国憲法と教育基本法
- ② 学校教育法における専修学校の位置づけ
- ③ 専修学校の法的定義と設置基準
- ④ 私立学校法と学校法人制度
- ⑤ 私立学校振興助成法と専修学校

### 2-2. 学校教育法の一部改正

### 2-3. 学則変更事項

### 2-4. 私立学校法の改正

## 2-2. 学校教育法の一部改正

---

学校教育法の一部を改正する  
法律の概要

学校教育法施行規則等の一部  
を改正する省令について

1. 単位制への移行
3. 高度専門士の称号・大学院入  
学資格の指定

学校教育法等の改正に伴う各専修学校における  
対応について(令和8年4月1日施行)文部科学省  
総合教育政策局専修学校教育振興室

4. 専門課程
5. 専攻科の設置
6. 適格専攻科の設置
7. 学校評価
8. 高等教育の修学支援新制度  
関係
9. 教職員の研修等の実施
10. 経過措置

# 学校教育法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置**を講ずる。

## 概要

### 大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。  
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「**準ずる学力があると認められた者**」から、**高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」**に改める。  
※専修学校専門課程の**在籍者の呼称**を「生徒」から「**学生**」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

### 専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。  
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。  
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、**大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象**に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

### 教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

## 施行日

令和8年4月1日

# 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について

## 【改正等の概要】

令和6年の学校教育法の一部改正を踏まえ、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等について以下の通り所要の改正を行う。

### ○学校教育法施行規則の主な改正事項

- ・大学の専攻科又は大学院の入学資格に、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の基準を満たす専攻科で文部科学大臣が別に指定するもの（適格専攻科）を修了した者を追加する（第155条第1項）。
- ・専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とする（第183条）。
- ・特定専門課程（大学編入学資格が付与）の基準として、課程の修了に必要な総単位数を62単位以上とする（第186条）。
- ・大学院等の入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができることとする（第186条の3）。
- ・自己点検評価の実施に関し、大学等と同様に、適切な項目を設定し、適切な体制を整えて行うこととする（第186条の5）。
- ・新たに創設する専修学校の専攻科について、短期大学及び高等専門学校の専攻科と同様の入学資格に係る規定とともに、設置に係る学則変更の届出に関し、高等学校の届出に係る規定を準用する（第189条）。

### ○専修学校設置基準

- ・専門課程における修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、単位数に限ることとし、一単位の内容について大学等と同様の規定とする（第28条の2、第28条の3）。
- ・専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする（第40条の2）。

### ○その他改正及び経過措置等

- ・専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が行う学資貸与の、適格専攻科の学生を高等教育の修学支援新制度（学資支給及び授業料等減免）の対象とする上で、所要の規定の整備を行う（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令・大学等における修学の支援に関する法律施行規則）。
- ・施行日前に専門課程に入学した者の修了要件については、なお従前の例による（学校教育法の一部を改正する法律施行規則附則第3条）

【今後のスケジュール】 令和8年4月1日に施行。（学校教育法の一部改正法の施行の日と同日）

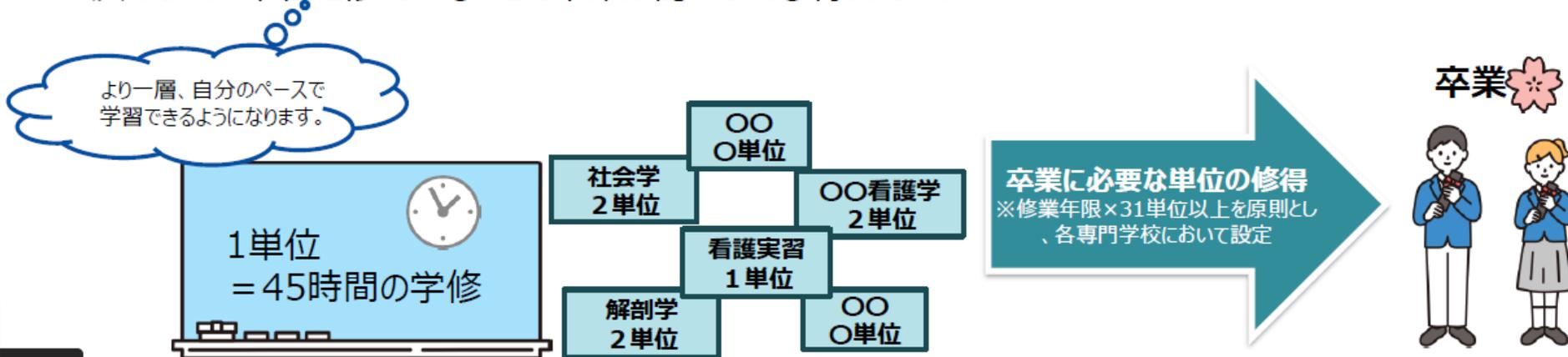
# 1. 単位制への移行①

## (1) 改正の概要

- 施行日（令和8年4月1日）から、全ての専門課程は単位制へと移行するとともに、修了要件が31単位×修業年限となります。
- 適用は、施行日以後の入学者からとなり、施行日以前の入学者については従前の通りとなるため、既に授業時数でカリキュラムを編成している場合には、法改正後も授業時数による修了認定を行っていただきます。
- なお、施行日前に入学した者は経過措置が適用され、当該学生についての修了要件等については改正前の規定を適用いただくこととなりますが、改正前の規定による単位制などを活用するなど、学校のご判断によって対応いただいて問題ありません。※修了要件は、法施行前の要件が適用されます。

### 単位制とは

学年による教育課程の区分を設けず、学年ごとに課程の修了の認定(進級認定)を行うことなく、卒業までに決められた単位を修得することで卒業が認められる制度です。



# 1. 単位制への移行②



## (2) 修了要件等について（全学科共通）

- 専門課程の全ての学科における全課程の修了要件が「30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得」から「**31単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数の修得**」に引き上げられます。
- なお、2年制以上の昼間学科を修了することで、大学に編入学することができ、また、一定の要件を満たす4年制以上の学科を修了した者は大学院入学資格を得ることができます。

### 【専修学校設置基準】（改正後）

（単位の授与）

第二十二條 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、**審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与える**ものとする。

## (3) 夜間等学科について

- 夜間等学科の学科も、専門課程であれば昼間学科同様に単位制へと移行します。
- 専門課程の夜間等学科の修了要件については、修業年限以上在学し、**17単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上**（31単位を下回る場合は31単位以上）とします。

# 1. 単位制への移行②

## (3) 通信制の学科について

- 通信制の課程における修了要件は、同様の単位数（高等課程・一般課程：13単位×修業年限、専門課程17単位×修業年限）ですが、専門課程の修了要件については、**最低限必要な単位数を31単位以上に改正**しています。
- また、通信制の学科における対面授業は、**修業年限×120単位時間以上**（1単位時間は50分）を行う必要があります。
- 修業年限が**2年以上かつ62単位以上の通信制の専門課程は特定専門課程**となり、修了者には大学編入学資格と専門士の称号が付与されます。

### 【留意事項】

通信制の課程では、授業科目の一部が対面授業となることから、単位数ではなく、引き続き授業時数で必要な対面授業の時数を定めています。こちらの基準についても単位制と合わせて、遵守していただきますようお願いいたします。



### 【専修学校設置基準】（改正後）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあつては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

# 1. 単位制への移行② ～単位の計算方法について～



○ 1 単位当たりの学修については、改正前の専修学校設置基準第十九条の規定と同様に、**1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成**することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

※医療関係職種養成所指定規則等では、**1 単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が30時間**とされていること等に注意が必要です。国家資格等、指定養成所の規則等を参照していただき、そちらの授業時数の下限を下回ることが無いようにご留意ください。

## 【専修学校設置基準】（改正後）

（各授業科目の単位数）

第二十八条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、**一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成**することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 **講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。**
  - 二 **実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。**ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
  - 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

# 1. 単位制への移行③学年制等について

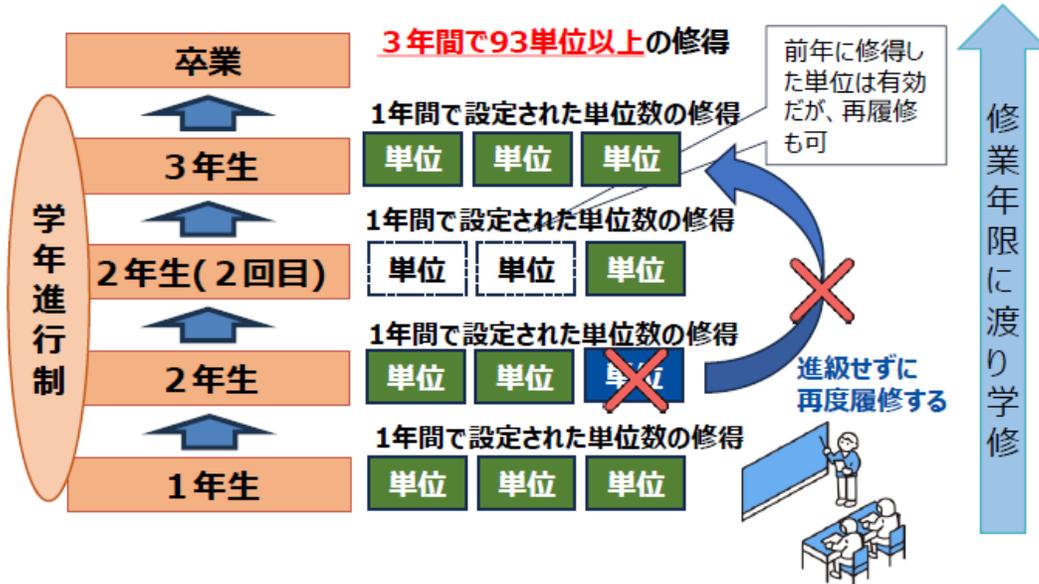
## (4) 学年制によるカリキュラム編成について

○法改正により専門課程は全て単位制となりますが、従来通り学年制を設けることは可能です。  
各学校のカリキュラム等に併せて、学年の区分を設けない単位制、または学年制による単位制とするか判断いただきます。

### カリキュラムの例

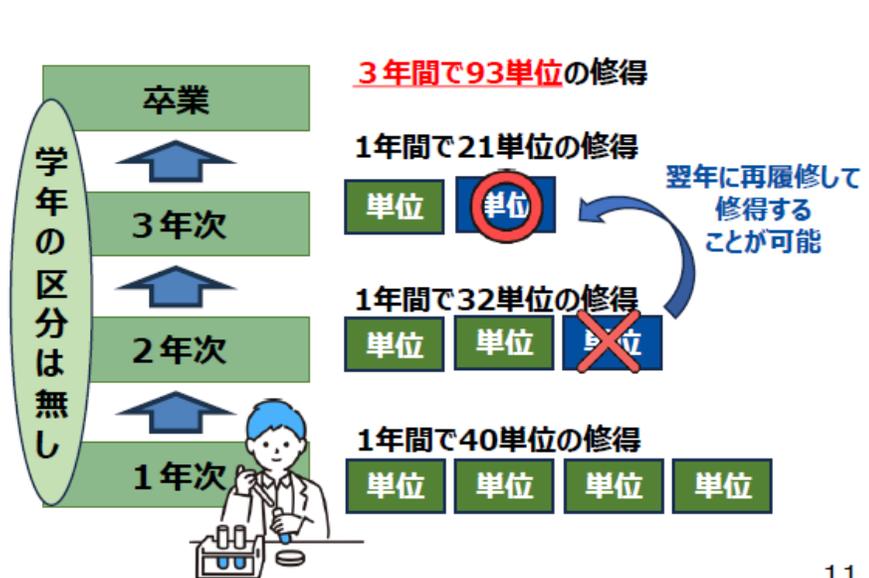
#### 学年制

各専修学校において、1学年あたりに修得すべき単位数を設定します。決められた数の単位を修得しなければ、もう一度当該学年をやり直すこととなります。既に取得した単位は有効ですが、再履修を妨げるものではありません。



#### 学年の区分を設けない課程

各専修学校において、卒業までに修得すべき単位数を設定します。基本的に、各年次で修得できなかった単位があった場合でも、卒業までに必要な単位を修得することで卒業することが可能となります。



### 3. 高度専門士の称号・大学院入学資格の指定①



#### (2) 留意事項

○大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けた場合は、学則に高度専門士に関する規定を設ける必要がある場合は基本的に改正を要しませんが、学則に「専修学校の専門課程の修了対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」など、根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の3」に改める必要があります。

※卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

○現在、文部科学大臣の指定を受け「高度専門士の称号を付与することができる課程」であるが、「大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受けていない課程」である場合、引き続き高度専門士の称号を修了者に対して付与するためには、当該指定を受ける必要があります。

なお、施行日以降の入学者に高度専門士の称号を付与するためには、次年度以降～対象者が卒業する年度までに、大学院入学資格が付与される課程として文部科学大臣の指定を受ける必要があります、次年度以降に適宜申請をお願いします。

○令和8年4月1日以前の入学者については従前の規定の適用（告示に基づく高度専門士の称号が付与される）がありますが、実態上取り扱いに差を設ける必要はありません（各種規定や卒業証書等の記載で根拠規定を記載している場合はご注意ください）。

・令和8年4月1日以前の入学者がいる間は、学科名の名称変更や学校や学科の廃止を行う場合は、告示に基づく手続が必要となります。

## 4. 専門課程

### (1) 専門課程の入学資格について

#### 専門課程の入学資格について

- 改正後の学校教育法第125条第3項及び第132条関係では、専修学校高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対しての専修学校専門課程への入学が認められることとなります。
- 本改正により、大学入学資格と専修学校専門課程入学資格は同一の規定となり、基本的に、大学入学資格を有しない者は、専門課程へ入学ができないこととなります。

#### 【専修学校専門課程の入学資格】

第二百五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。



#### 【留意事項】

今般の改正では、専門課程の入学資格を大学と同様の規定に改めることとしているため、これまでは、3年制以上の専修学校高等課程を修了した者については全て専門課程への入学が認められていましたが、改正法施行後は、大学への入学資格と同様、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者や技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限られます。

なお、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る当該専門課程の入学資格及び大学の編入学資格については、なお従前の例によることとします。



# 5. 専攻科の設置①

## (1) 専攻科について

学校教育法一部改正法により、**特定専門課程を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科(※)を設置することができる**こととなります。

専攻科とは……

目的：精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること

入学資格：専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者

要件：特定専門課程を置く専修学校に設置することができる。

### 専攻科の例①



特定専門課程  
(3年課程)で  
看護師の資格を修得



専攻科(1年課程)で  
助産師の資格を修得

### 専攻科の例②

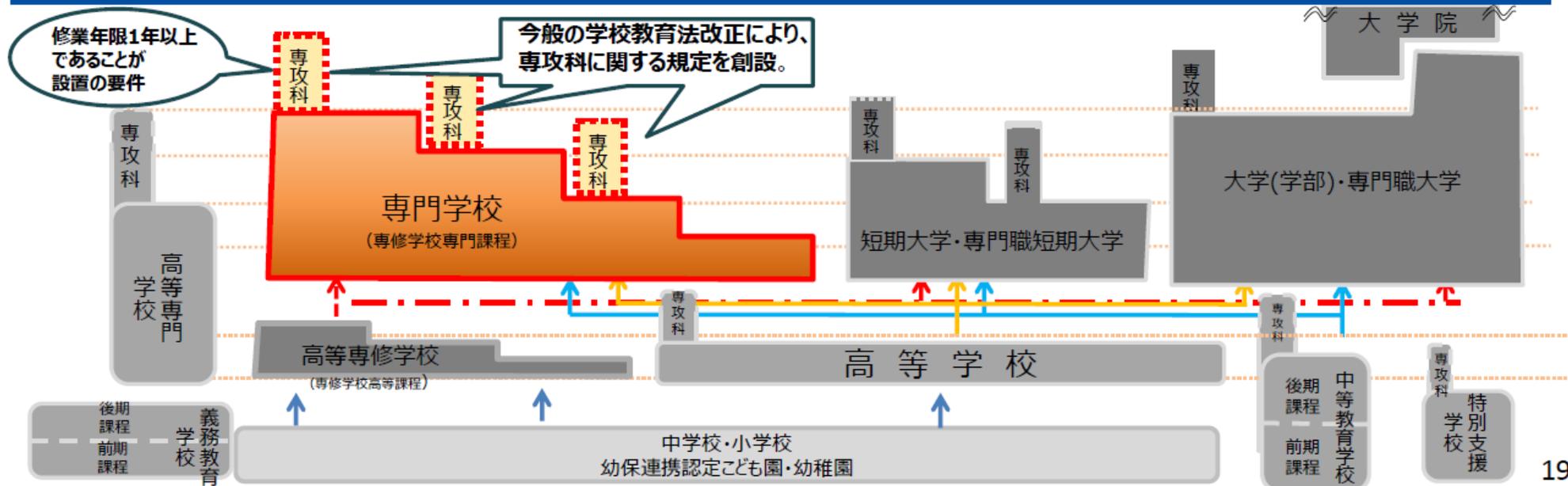


特定専門課程(2年課程)  
で2級自動車整備士の資格  
を修得



専攻科(2年課程)で  
1級自動車整備士の資格を  
修得

## 専門学校の日本の学校体系における位置づけ



## 5 . 専攻科の設置②

### (2) 専攻科の設置手続

- 施行日（令和8年4月1日）から、特定専門課程（※）を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科を設置することが可能となります。
- 専攻科は所轄庁への届出で設置することが可能となります。

#### （※）特定専門課程の要件

修業年限：2年以上

修了認定：総単位数が62単位以上

成績評価：試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている

特定専門課程を設置している  
専門学校



専攻科設置の届出



※適格専攻科を設置する場合

大学院入学資格に係る専攻科の  
指定手続き



所轄庁

文部科学省

都道府県において、  
所轄庁から提出のあったものが、適格専攻科であるか、基準に基づき確認し、大学院入学資格が付与される専攻科の指定に関する手続を進める

#### 【留意事項】

・今回の法改正により専修学校における「専攻科」制度が創設されたため、学校教育法で定める「専攻科」でないものが「専攻科」と称することで、入学を希望する者や在籍する学生が混同することが無いようにする必要があります。現在「専攻科」の名称を用いている教育課程がある場合は、上記を踏まえて適切な名称としていただくことが望ましいと考えています。特に、今回の改正により、専攻科は日本学生支援機構の貸与型奨学金の対象に、一定の要件を満たす専攻科（適格専攻科）は高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の対象になることも踏まえ、入学希望者等が利用可能な支援を誤認することがないよう明確に案内してください。なお、令和8年度より支援を開始するため、設置予定の専攻科（適格専攻科を含む）について、令和7年内に調査を実施しますので、それまでに決定いただくようお願いいたします。

## 6. 適格専攻科の設置①

### (1) 適格専攻科について

- 施行日（令和8年4月1日）から、大学の学部に準ずるものとして、文部科学大臣の指定する一定の基準を満たす専攻科（適格専攻科）は、大学院入学資格に係る指定手続きを受けることで、当該課程の修了者については、大学院入学資格が付与されることとなります。
- なお、令和8年の改正法施行時に適格専攻科として認められるのは文部科学省告示において示す予定である以下3分野の資格取得のための課程とします。

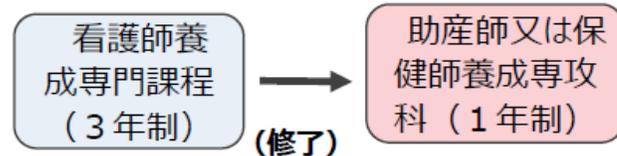
#### (理由)

- ✓ 各省庁が所管する国家資格に係る規程（指定養成規則等）に基づき教育課程を編成している専門課程及び専攻科については、当該規程により体系的な教育課程を編成していることが客観的に担保されている課程であること。
- ✓ 他の学校種から専修学校の専攻科に入学する者についても、当該規程により学修の連続性が担保されていること。

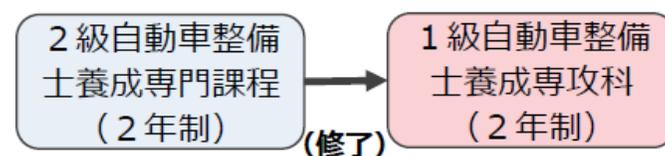
#### (対象となる課程)

専門課程及び専攻科それぞれにおいて関連する2つの国家資格の取得を目指す教育課程

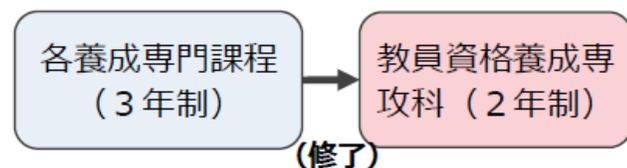
#### (看護師・助産師・保健師)



#### (自動車整備士)



#### (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)



法改正により、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化が措置

上記を踏まえ、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、専修学校における学校評価ガイドラインを改訂。あわせて、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の実施対象について整理

### 第三者評価等のポイント

- ◆ 第三者評価は学校教育法では努力義務だが、以下の学校は認定の要件とする（令和8年4月1日から実施）

① 大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校

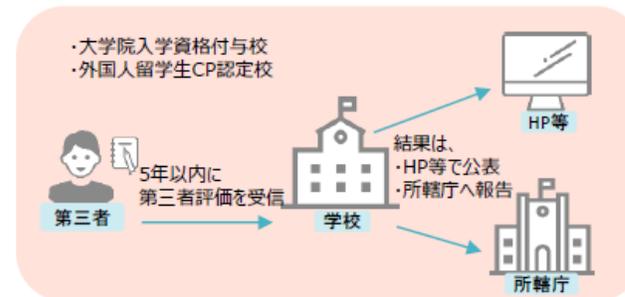
② 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校

※職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和12年度までの状況を見て判断

- ◆ 第三者評価の評価期間は、令和8年度から 5年以内に1回実施
- ◆ 第三者評価の評価結果は、学校のHP等で公表することに加え、所轄庁へ報告
- ◆ 具体的な実施の方法等については、「学校評価ガイドライン（下記リンク）」を参照

#### 【認定制度における留意事項】

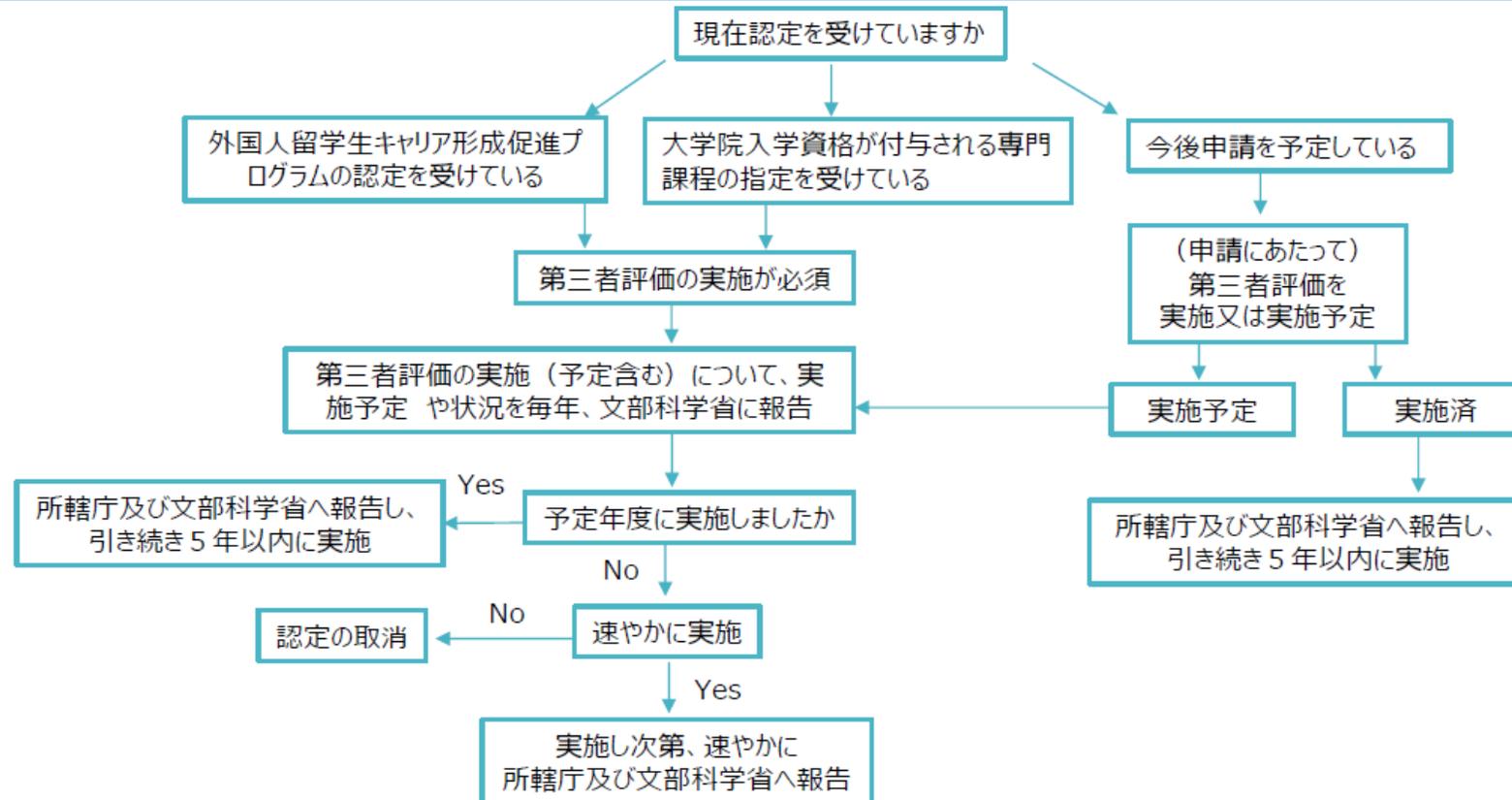
- ◆ 学校教育法の改正において、専門学校における学校関係者評価の記載が第三者評価に代わったことにより、職業実践専門課程の認定要件に変更が生じることに留意
- ◆ 上記を踏まえ、第三者評価が義務付けられる大学院入学資格・高度専門士の称号が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、職業実践専門課程の認定校における評価の考え方について、次頁のフロー図の通り整理していることに留意
- ◆ 認定における評価の取り扱いの詳細については、今後、各認定制度における実施要項等で周知予定



## (参考) 大学院入学資格付与校、外国人留学生CP認定校における評価フロー図

### 【ポイント】

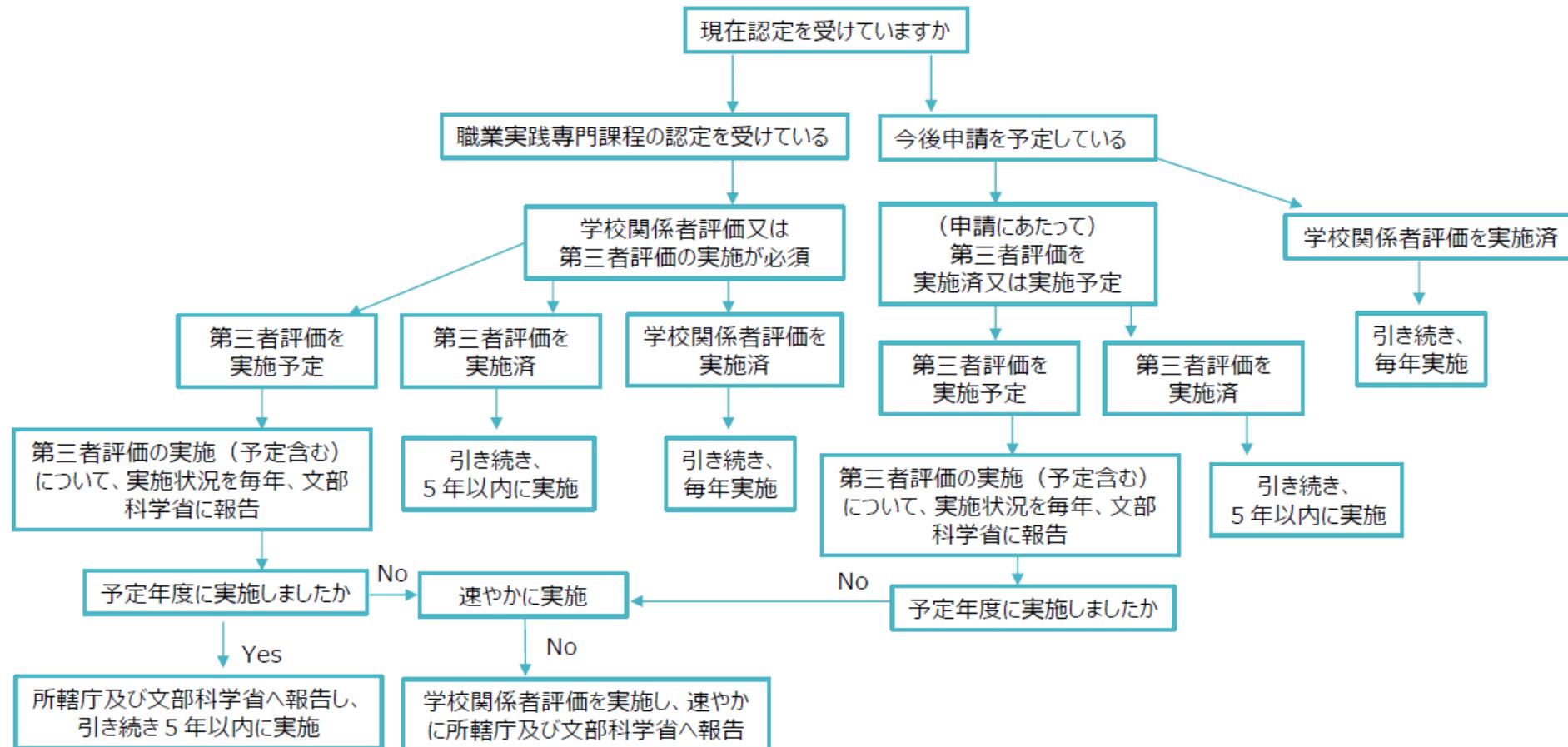
- ◆ 大学院入学資格が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校は**第三者評価の実施が必須**
- ◆ 第三者評価の実施の有無に関わらず、**学校関係者評価を実施することは可能**（学校の判断）
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済だけでなく、実施予定でも認定を可能**する  
なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告**し、実施（予定）年度に**未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消**を行う
- ◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告**する
- ◆ 法律が施行される令和8年4月より適用



# (参考) 職業実践専門課程における評価フロー図

## 【ポイント】

- ◆ 職業実践専門課程の認定校は、**第三者評価又は学校関係者評価の実施が必須**
- ◆ 第三者評価を実施しない場合は、**学校関係者評価を毎年度実施**
- ◆ 第三者評価を実施する場合は、**令和8年度から5年以内に実施**
- ◆ 第三者評価は、5年に1回の実施となるため、**新規の認定に当たっては、第三者評価の実施済だけでなく、実施予定でも認定を可能**する  
 なお、実施予定と申請し、認定された場合、**実施（予定）年までの実施状況を毎年、文部科学省に報告**し、実施（予定）年度に**未実施の場合は、速やかに実施を求め、実施できない場合は認定の取消**を行う
- ◆ 既存に認定校については、**第三者評価の実施（予定含む）について、実施予定や状況を毎年、文部科学省に報告**する



## 8 . 高等教育の修学支援新制度関係②



### (3) 高等教育の修学支援新制度における機関要件に関する変更点について

- 機関要件の一つとして、これまで学校関係者評価の結果の公表を求めておりましたが、改正法において、学校関係者評価に代わり、外部の識見を有する者による評価（第三者評価）が努力義務化されたことを踏まえ、令和8年度からは第三者評価の結果の公表を求めるとします。（この点については、経過措置がありますので、下記留意事項を必ずお読みください。）（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条第1項関係）
- 機関要件の一つとして、実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数が基準数以上であることを要件としていますが、当該基準数については、原則、各設置基準で定める卒業（修了）に必要な単位数又は授業時数の1割（1単位未満は切り上げ）としているため、専門課程が単位制に移行すること及び専門課程の修了要件が31単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上となることを踏まえ、当該基準数について、修業年限ごとに改めて定めます。（大学等における修学の支援に関する法律施行規則別表第1関係）



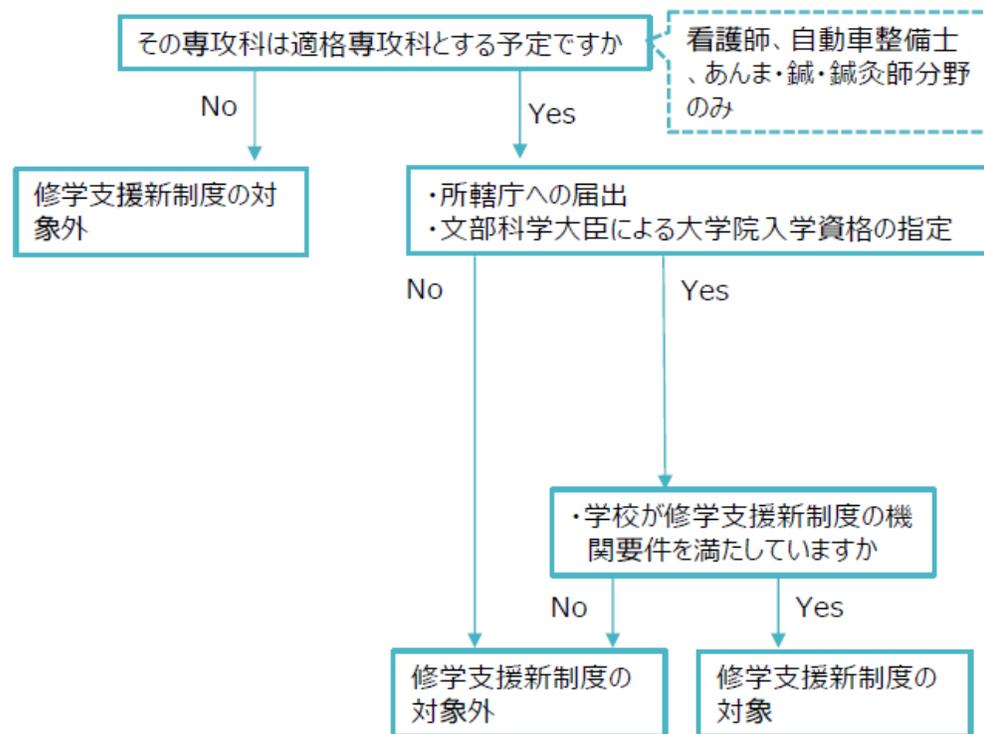
#### 【留意事項】

- ・適格専攻科を設置する場合は、所轄庁への届出と大学院入学資格の文部科学大臣の指定に係る申請が必要です。
- ・これまで高等教育の修学支援新制度の対象ではなかった学校が、新たに制度の対象となるには、あらかじめ機関要件の確認を受けることが必要です。  
制度改正後の、都道府県における確認事務の詳細は「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」において記載しますので、必ず御確認ください。
- ・機関要件において、第三者評価の結果の公表を求めています。評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施できない場合も想定されることから、当分の間は、現行の確認要件となっている学校関係者評価の公表をもって代えることができるとしています。  
なお、第三者評価と学校関係者評価のいずれの結果も公表していない場合は、機関要件の確認の取消事由に該当するため、第三者評価を確実に実施できる見通しが無い場合は学校関係者評価の結果を公表しておくことを推奨します。
- ・従来の課程新設等の場合と同様に、学生の申請手続きのためには、（独）日本学生支援機構（JASSO）にあらかじめ課程情報（理工農系の課程に該当するかを含む）の登録が必要です。このため、設置予定の専攻科（適格専攻科を含む）について、令和7年以内に調査を実施しますので、それまでに決定いただくようお願いいたします。

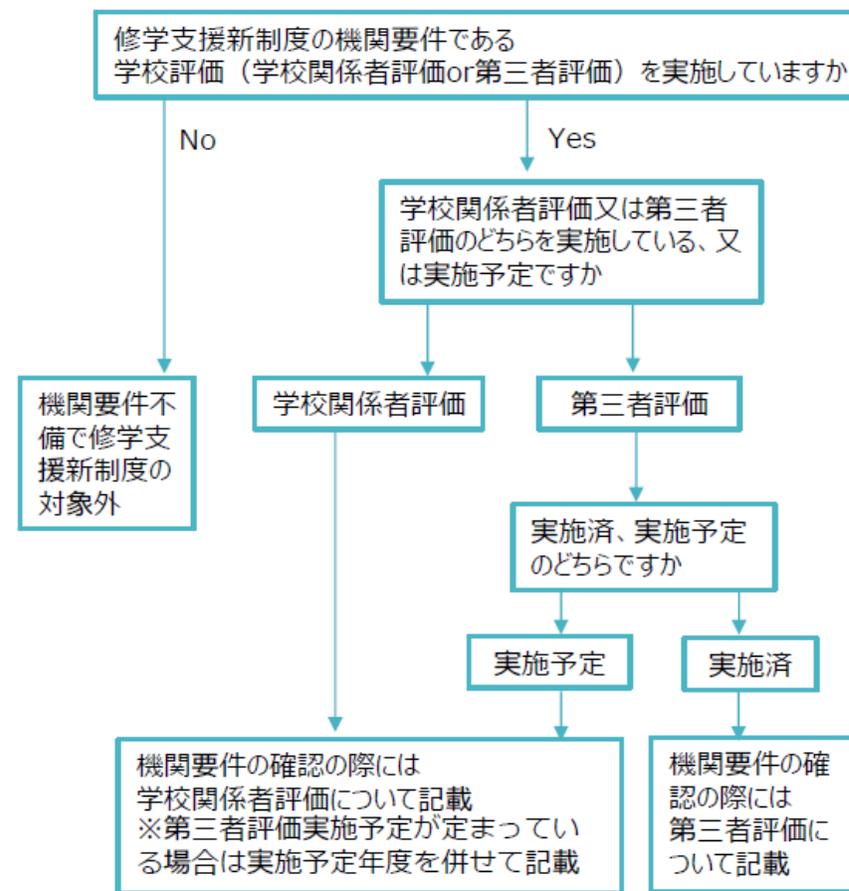
# (参考) 高等教育の修学支援新制度関連フロー図



## 【専攻科の設置に関するフロー図】



## 【学校評価の要件確認に関するフロー図】※



※ 当分の間は、第三者評価の結果の公表は、学校関係者評価の公表をもって代えることができます。（経過措置）

## 9. 教職員の研修等の実施

### 【ポイント】

- 専修学校設置基準で、新たに教員及び事務職員等に対する研修、専修学校における授業内容・方法の改善のための研修・研究について規定されました。
- 多くの学校では、教育や運営の質の確保・向上に関する取組をすでに行っているところではありますが、実施していない学校があれば実施していただき、実施している学校は、さらに質の高い取組を目指していただくようお願いします。

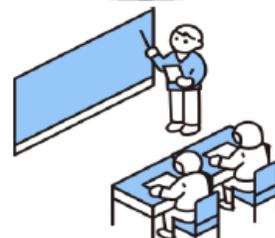
#### 研修の例



授業実践に関する教員研修の実施

より効果的な授業の  
実施に貢献

#### 研究の例②



教員同士による研究授業の実施

他の教員からのフィードバックを踏まえた授業の改善や、よりよい授業を参考にした質の向上

### 【専修学校設置基準】（改正後）

（組織的な研修等）

第四十条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）

）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

※一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行っている教職員向けの研修事業も御活用ください。

URL : [https://www.sgec.or.jp/index\\_new.cgi](https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi)

## 10. 経過措置①

### [入学資格関係]

- 今回の改正で、「特定専門課程を修了した者」が短期大学専攻科又は高等専門学校専攻科の入学資格のある者として規定されました。なお、施行日前に専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学した方（既に修了した方も含む。）については、法改正後も引き続きこれらの専攻科の入学資格が得られるよう経過措置を設けます。
- 大学の編入学についても「特定専門課程を修了した者」と改正されましたが、施行日前に専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学・修了し、大学の編入学資格を得ている方（大多数が専門士の称号を有している方）は、引き続き編入学の資格を有するよう経過措置を設けます。
- 新たに創設された専修学校の専攻科については、施行日前に専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）に入学した場合、当該課程を修了することにより大学の編入学資格を得ている方については、専攻科への入学資格を有するよう経過措置を設けます。

### [修了認定関係]

- 専修学校の専門課程の修了の認定は、「単位数」による認定に統一されますが、施行日前に専門課程に入学した方の修了認定については、施行日以後も改正前の規定が適用され、これまで「授業時数」で行っていた場合は「授業時数」で行うよう経過措置を設けます。

令和8年4月以前の入学者



既に授業時数による教育課程を履修

令和8年4月以降  
(法施行以降)



引き続き授業時数により修了認定

## 10. 経過措置②



### [高等教育の修学支援新制度関係①]

○高等教育の修学支援新制度における学資支給金の支給及び授業料減免に関して、支給又は減免を受けようとする者に係る選考、給付奨学生としての認定又は減免認定を受けた者に関する学業成績の判定、当該認定の取消し及び効力の停止等に関する学業要件の確認において、**施行日前に専修学校の専門課程に入学した者で、授業時数による教育課程を履修していた場合は、授業時数による確認をします。**

また、今回、専修学校専門課程の修了要件が30単位に修業年限の年数に相当する数を乗じた単位数以上から、31単位に修業年限の年数に相当する数を乗じた単位数以上に改正されたところですが、**施行日前に入学した者については改正前の修了要件を適用することとなっています。**修学支援新制度における学業要件の確認においても、**施行日前入学者に関しては、改正前の修了要件に基づき定められる各専門課程の修了に必要な単位数によって算出した「標準単位数」により確認してください。**（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第2条関係）

○ 機関要件の確認において、**施行日前に入学した者の在籍する課程について確認を行う場合は、改正前の別表第一の規定に基づき確認を行います。**

※都道府県における確認事務の詳細については、「機関要件の確認事務に関する指針（2026年度版）」において示しますので、必ず御確認ください。（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第2条関係）

※修業年限2年の場合

令和8年4月  
前の入学者



既に授業時数による  
教育課程を履修

修了要件：60単位以上  
(30単位×2年)

令和8年4月以  
降の入学者

令和8年4月以  
降  
(法施行以降)



引き続き授業時数に  
より学業要件を確認

修了要件：60単位以上  
(30単位×2年)  
**(変更なし)**

修了要件：62単位以上  
(31単位×2年)

## 10. 経過措置③

### [高等教育の修学支援新制度関係②]

- 機関要件として、第三者評価の結果の公表が求められますが、評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、第三者評価を即座に実施ができない場合も想定されることから経過措置を設けており、当面の間は、学校関係者評価の公表をもって代えることができるようにしています。

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第4条関係)

### 【留意事項】 ※再掲

- ・第三者評価と学校関係者評価のいずれの結果も公表していない場合は、機関要件の確認の取消事由に該当するため、第三者評価を確実に実施できる見通しが無い場合は学校関係者評価の結果を公表しておくことを推奨します。

令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論(6)

---

## 2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠(3)

## 2. 学校評価に関連する法令等と内部質保証の法的根拠(3)

---

### 2-1. 専修学校の法的基盤

- ① 日本国憲法と教育基本法
- ② 学校教育法における専修学校の位置づけ
- ③ 専修学校の法的定義と設置基準
- ④ 私立学校法と学校法人制度
- ⑤ 私立学校振興助成法と専修学校

### 2-2. 学校教育法の一部改正

### 2-3. 学則変更事項

### 2-4. 私立学校法の改正

## 2-3. 学則変更事項

---

- ① 学則変更事項(まとめ)
- ② 学則変更事項(在籍者の呼称、単位制)
- ③ 学則変更事項(専門士)
- ④ 学則変更事項(高度専門士)
- ⑤ 学則変更事項(専攻科)
- ⑥ 学則変更事項(学校評価)

学校教育法等の改正に伴う各専修学校における  
対応について(令和8年4月1日施行)文部科学省  
総合教育政策局専修学校教育振興室

- 学校教育法等の改正を踏まえ、今後、各学校における学則の変更を検討し、変更を要する場合は、施行日までに手続を行う必要があります。
- 手続のスケジュールについては、各所轄庁からの指示に従ってください。
- 今後、学則変更の可能性のある主な事項は以下のとおりです。

- ・在籍者の呼称関係（「生徒」⇒「学生」）
- ・単位制関係
- ・専門士関係
- ・高度専門士関係
- ・学校評価関係
- ・専攻科関係

○なお、学則の変更を要する場合でも、様々な規定ぶりがあることから、次ページ以降の例を参考に、現在の学則も踏まえて適切に変更してください。

# 学則変更事項（在籍者の呼称、単位制）



## 【生徒、学生の呼称】

（入学前の授業科目）

第〇条 学生が入学前に、本学校以外で履修した授業科目について、…（以下略）

（休学、復学）

第〇条 学生が疾病、その他やむをえない事由によって、…（以下略）

（懲戒）

第〇条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合、…（以下略）

（学費等）

第〇条 学生は、授業料を所定の期日までに…（以下略）

（転学科）

第〇条 本校の学生の転学科に関する…（以下略）

## 【単位制】

（課程修了の認定）

第〇条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上履修し、…（以下略）

- 1 ○○学科 ○○○単位      ※**四年制学科の場合、124単位以上の単位を定める**
- 2 ○○学科 ○○単位
- 3 ○○学科 ○○単位

※上記は、専門課程のみの昼間学科を設置している場合の例であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

# 学則変更事項（専門士）

## 【専門士関係（特定専門課程）】

### ●例1

（専門士の称号）

第〇条 本学の〇〇学科の修了者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができる。

### ●例2

（専門士の称号）

第〇条 本校の〇〇課程▲学科、△学科、●●課程△学科を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、特定専門課程を修了した者とする。

第〇条 特定専門課程である〇〇課程▲学科、△学科、●●課程△学科を修了した者は、専門士と称することができる。

### ●附則例

- 1 この学則は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第〇条の規定は、令和八年四月一日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

○ 校 長	○ 専 門 学 校	○ 校	○ 〇	○ 〇	る。門に育百右 。課基法三の 程づ施行十一 ※）のづき、行 の専規則の者 称門第に、 号士百及校 を（八及び 授（十六学 与〇六校教 す専条教第	科 課 程	氏名 生年月日	称 号 授 与 専 門 書
-------------	-----------------------	--------	--------	--------	--	----------	------------	---------------------------------

※称号授与書における専門士の分野の記載は任意です。

記載する場合は、以下の分野となります。

- 工業専門課程
- 農業専門課程
- 医療専門課程
- 衛生専門課程
- 教育・社会福祉専門課程
- 商業実務専門課程
- 服飾・家政専門課程
- 文化・教養専門課程

※上記は例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

# 学則変更事項（高度専門士）



## 【高度専門士関係】

（高度専門士の称号）

第〇条 本学の〇〇学科、●●専攻科の修了者は、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士と称することができる。

附則例

- 1 この学則は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第〇条の規定は、令和八年四月一日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

※高度専門士は、大学院に入学することができる専門課程及び専攻科の修了者が称することができる。

※称号授与書における高度専門士の分野の記載は任意。分野の分類は専門士と同様。

〇〇専攻科	右の者に、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士（〇〇専門課程）の称号を授与する。	氏名	程	称号授与書
〇〇専攻科		生年月日		〇〇専門課程
〇〇専攻科				△学科
〇〇専攻科				

〇〇専攻科	右の者に、学校教育法施行規則第百八十六条の三に基づき、高度専門士（〇〇専門課程）の称号を授与する。	氏名	科	称号授与書
〇〇専攻科		生年月日		〇〇専攻科
〇〇専攻科				
〇〇専攻科				

※高度専門士の称号を付与する場合は、大学院入学資格の指定を受ける必要があります。

※また、上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

## 【専攻科】

（課程、専攻科、学科、修業年限、定員）

第〇条 本校の課程、学科、専攻科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名等	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
〇〇課程	△学科	昼	2	40	80	
〇〇課程	▲学科	昼	3	20	60	
〇専攻科		昼	1	20	20	

（入学資格）

第〇条 本校の入学資格は次のとおりとする。

## 【専門課程】

（1）（略）

## 【専攻科】

- ①高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- ②専門職大学の前期課程を修了した者
- ③高等専門学校を卒業した者
- ④短期大学を卒業した者
- ⑤外国において、学校教育における14年（修業年限を3年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15年）の課程を修了した者
- ⑥外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年課程を修了した者
- ⑦我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑧その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

※上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

## 【学校評価関係】

（学校評価）

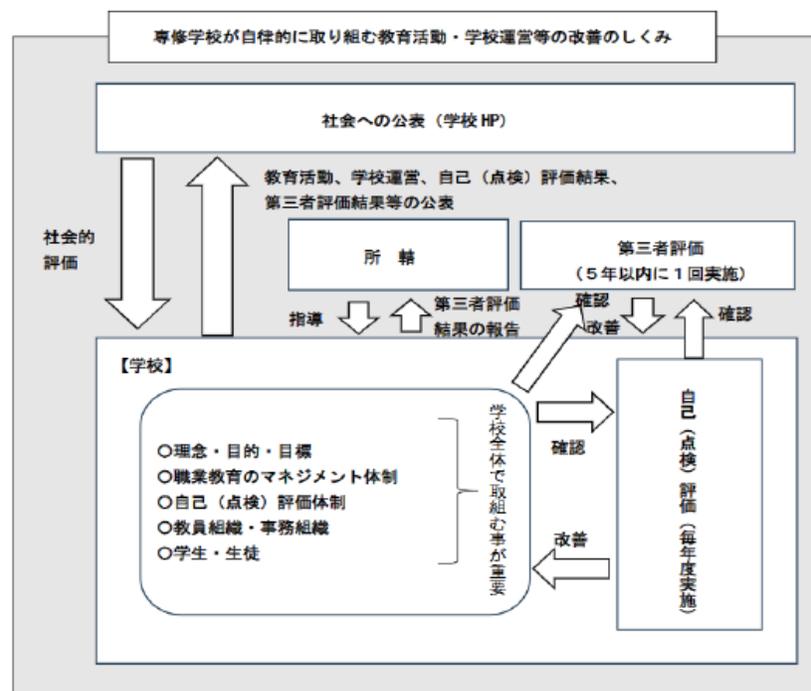
第〇条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

※上記は、例示であり、各学校の学科等の状況を踏まえ、適切に作成していただく必要があります。

（参考）学校評価の実施にあたっては、「専修学校における学校評価ガイドライン」をご参照ください。

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/1295916\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm)



## 2-4. 私立学校法の改正

---

- ① 私立学校法の一部を改正する法律の概要
- ② 学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント
- ③ 私立学校法改正に係る基本的な考え方
- ④ 主な改正のポイント
- ⑤ 理事・理事会の改正のポイント
- ⑥ 監事の改正のポイント
- ⑦ 評議員・評議員会の改正のポイント
- ⑧ 大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点
- ⑨ 第148条(体制の整備及び中期事業計画の作成等)

私立学校法の改正について(令和7年4月1日  
施行)文部科学省(令和5年12月12日更新)

# 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

### 1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

#### ① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
- 理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

#### ② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

#### ③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

#### ④ 会計監査人

- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

### 2. 学校法人の意思決定の在り方を見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。（第150条関係）

### 3. その他

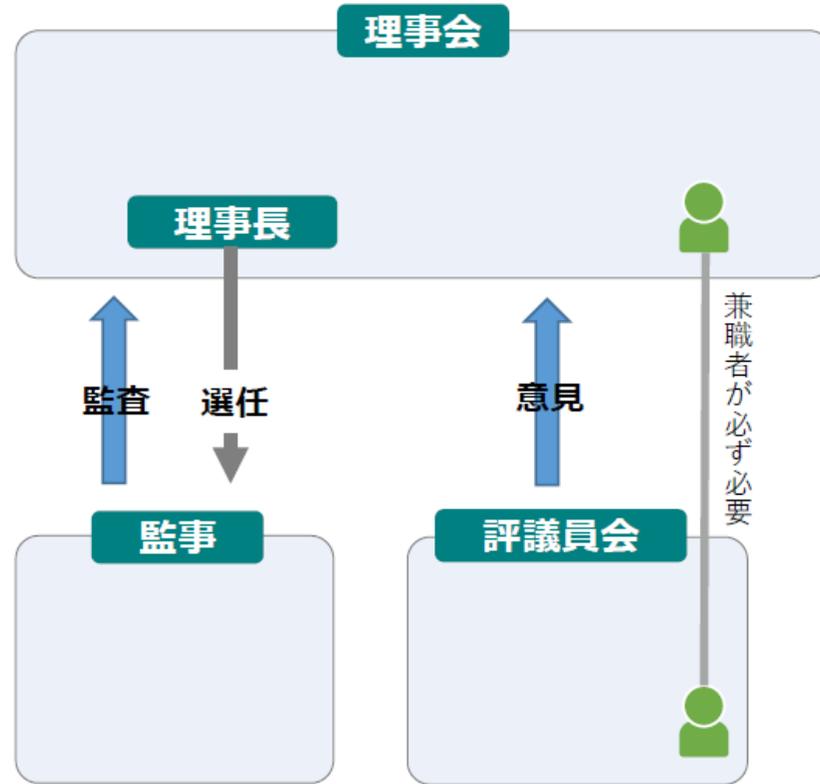
- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第53条、第86条関係）
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第157条～第162条関係）

## 施行日・経過措置

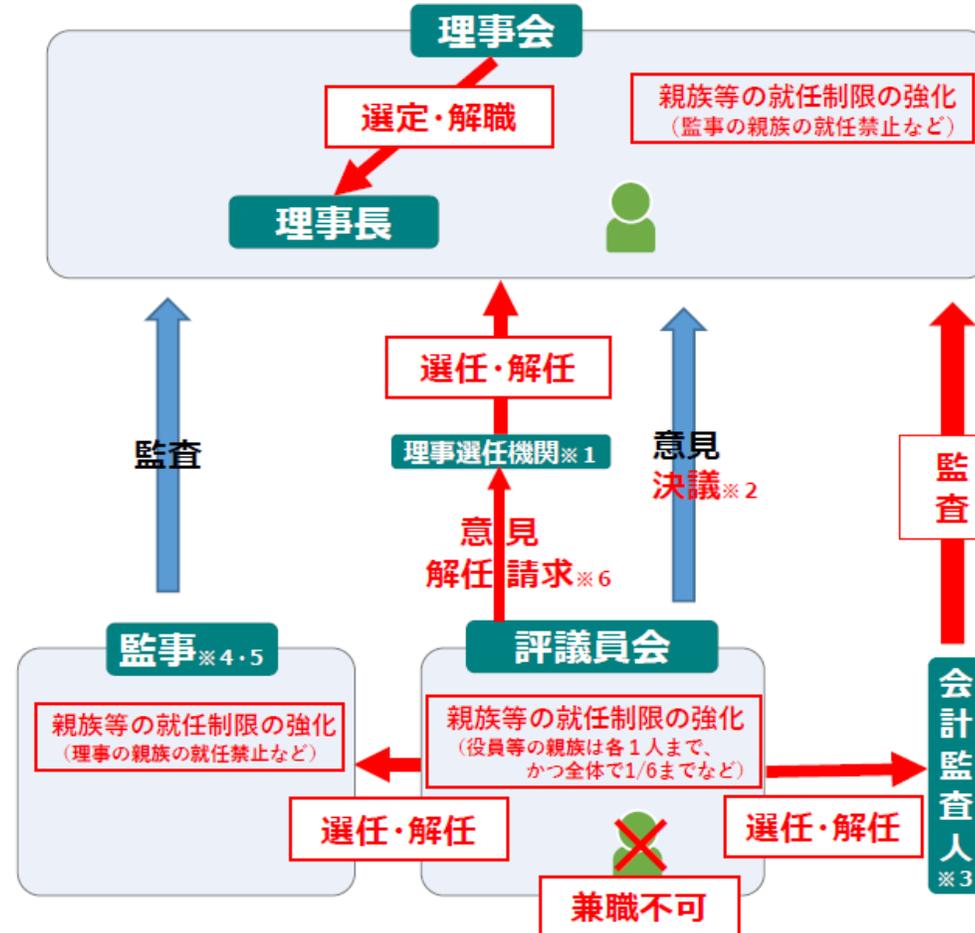
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

# 学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

## 現行



## 改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

## 1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である。

## 2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」という基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。

## 3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行(理事会)と監視・監督(評議員等)の役割を分離することを基本的な考えとしているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。

## 4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。

# 主な改正のポイント①

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 1. 役員等の選解任手続き等について

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する</u> （30Ⅰ） （理事選任機関が評議員会以外の場合は、 <u>評議員会の意見聴取を必須</u> （30Ⅱ））
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する</u> （33Ⅰ） （評議員会による解任の求め（33Ⅱ）、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする（33Ⅲ））
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定（・解職）する</u> （37Ⅰ）
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議によって選任する</u> （45Ⅰ） （理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要（49Ⅰ））
監事の解任	寄附行為の定めによる	<u>評議員会の決議によって解任する</u> （48Ⅰ） （評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする（48Ⅱ））
役員等の任期	寄附行為の定めによる	寄附行為で定める期間以内に終了する <u>最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> （寄附行為で定める期間は理事4年、 <u>監事・評議員6年を上限とし</u> 、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする）（32Ⅰ・Ⅱ、47Ⅰ、63Ⅰ）

# 主な改正のポイント②

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 2. 役員等の兼職の制限等について

	改正前	改正後
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須	監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員</u> （監事、監査役等を除く）・ <u>子法人職員</u> と兼職禁止（31Ⅲ、46Ⅱ） <u>理事と評議員の兼職禁止</u> （31Ⅲ）
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要	<u>理事を超える数</u> が必要（18Ⅲ）

## 3. 役員等の構成の要件等について

	改正前	改正後
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない	各役員についての制限を強化するとともに、 <u>評議員についても近親者等の制限</u> を設ける（31Ⅵ・Ⅶ、46Ⅲ、62Ⅳ・Ⅴ③）
職員である評議員	1人以上必要	1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1 / 3</u> まで（62Ⅴ①）
理事・理事会が選任した評議員	制限無し	評議員の総数の <u>1 / 2</u> まで（62Ⅴ②）
外部理事	1人以上必要	1人以上必要（31Ⅳ②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146Ⅰ）

# 主な改正のポイント③

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 4. 学校法人の意思決定について

	改正前
理事会・評議員会の運営	決議等に関する規定あり
意思決定プロセス	重要事項等についてはあらかじめ評議員会の意見聴取が必要

改正後
招集、決議、議事録等について <u>具体的に法定</u> （詳細は18、19ページ参照）
大臣所轄学校法人等は、 <u>寄附行為の変更（軽微なものを除く）・任意解散・合併については、評議員会の決議が必要</u> （150）

## 5. 監査体制の充実について

	改正前
会計監査人	規定無し
常勤監事	選定義務無し
内部統制	規定無し

改正後
大臣所轄学校法人等は <u>設置義務</u> （144 I）
特に規模の大きい大臣所轄学校法人等は <u>選定義務</u> （145 I）
大臣所轄学校法人等は <u>内部統制システムの整備義務</u> （148 I）

## 6. その他

	改正前
子法人	規定無し
責任追及の訴え	規定無し
刑事罰	規定無し

改正後
監事や会計監査人の調査対象とし、子法人の役職員の監事・評議員への <u>就任制限を設ける</u> （46 II、53 II、62 V③、86 IV）
評議員会は、 <u>役員等に対する責任追及の訴えの提起を求めることが可能</u> （140 I）
役員等の <u>特別背任、贈収賄、目的外の投機取引等について刑事罰を新設</u> （157～162） <sup>14</sup>

# 理事・理事会の改正のポイント

		現行	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定 (36Ⅱ①) ②理事の職務の執行監督 (36Ⅱ②)
理事	基本的資格	なし	<u>私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者 (30Ⅰ)</u>
	定数	5人以上	5人以上 (18Ⅲ)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は4年まで) (32Ⅰ)</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任 (選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要) (30Ⅰ・Ⅱ、33Ⅰ)</u>
	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の親族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む (31Ⅳ①) ②外部理事を含む (大臣所轄学校法人等においては2人以上) (31Ⅳ②、146Ⅰ) ③他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ) ④他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えないこと (31Ⅶ)
	その他		<u>理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定 (・解職) (37Ⅰ～Ⅳ)</u> <u>理事会への職務報告義務 (年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上) (39Ⅰ、146Ⅱ) 15</u>

# 監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
監事	基本的資格	なし	<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者（45 I）</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見	①～⑤は現行と同様（52①、53 I、56 I・II、57、58 I） ⑥理事会、評議員会への出席、意見（55） ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査（54） ※子法人に対する調査権を明記（53 II）
	定数	2人以上	2人以上（18 III）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（47 I）</u>
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任	<u>評議員会の決議（45 I、48 I）</u>
	主な構成の要件	①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止（通知事項）	①理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員との兼職禁止（31 III、46 II） ②1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（46 III）
	その他		<u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化（145 I）16</u>

# 評議員・評議員会の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、 <u>監視・牽制機能等を強化</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員職務の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は現行と同様（ただし、 <u>大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議</u> ）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ③ <u>理事選任機関に対する理事選任に関する意見</u> （30Ⅱ） ④ <u>監事、会計監査人の選解任</u> （45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ⑤ <u>監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め</u> （67Ⅰ） ⑥ <u>理事選任機関に対する理事の解任の求め</u> （33Ⅱ）
評議員	基本的資格	なし	<u>当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者</u> （61Ⅰ）
	定数	理事の2倍を超える数	<u>理事を超える数</u> （18Ⅲ）
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）</u> （63Ⅰ）
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	<u>不可</u> （31Ⅲ）
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為の定めるところ</u> （61Ⅰ、64）
	主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は現行と同様（ただし、①は <u>評議員の総数の1/3まで</u> ）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③ <u>他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと</u> （62Ⅳ） ④ <u>理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと</u> （62Ⅴ②） ⑤ <u>理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと</u> （62Ⅴ③）

# 大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

	大臣所轄学校法人等	その他の学校法人
会計監査人	設置義務	任意
外部理事の数	2人以上	1人以上
理事の理事会への職務報告	年4回以上	年2回以上
評議員による評議員会の招集請求、議案提出等	1 / 10以上の評議員により可能	1 / 3以上の評議員により可能
内部統制システム	理事会による方針決定	任意
事業に関する中期的な計画	策定義務	任意
計算書類等(※1)、財産目録等(※2)の閲覧	誰でも可能	評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要	理事会の決議が必要
情報の公表	公表義務	努力義務
評議員構成に関する経過措置	令和8年度の 定時評議員会の終結の時まで	令和9年度の 定時評議員会の終結の時まで

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告  
 ※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準

※赤字は現行からの変更点  
 ※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象

## 第148条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

- 第百四十八条 大臣所轄学校法人等は、第三十六条第三項第五号に規定する体制を整備しなければならない。①、Q1
- 2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第四項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。②
- 3 前項の場合における第三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第六号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第百四十八条第二項に規定する中期事業計画」とする。
- 4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第百九条第二項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえなければならない。②

### ポイント

- ① 大臣所轄学校法人等は、内部統制システムを整備しなければならない。
- ② 大臣所轄学校法人等は、認証評価の結果を踏まえ、事業計画及び中期事業計画を作成しなければならない。

令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための  
共通的基盤整備の推進 「内部質保証人材育成講座」

# 内部質保証概論(7)

---

## 3. 職業教育の質の保証と情報公開

# 3. 職業教育の質の保証と情報公開

---

- 3-1. なぜ、質の保証と情報公開なのか
- 3-2. 「質の保証」とは何か
- 3-3. 専修学校に求められる質保証の取組
- 3-4. 情報公開の重要性
- 3-5. 公開すべき情報とその手段
- 3-6. まとめと今後の課題

## 3-1. なぜ、質の保証と情報公開なのか

---

- ◆ 私立学校法改正による中期事業計画の導入促進
- ◆ 学校教育法改正による説明責任の強化
- ◆ 職業実践専門課程の制度化
- ◆ 修学支援新制度の導入
  - ⇒ 質の保証(学校評価)と情報公開は、教育機関としての信頼性向上と改善の鍵

## 3-2. 「質の保証」とは何か

---

- ◆ JISやISOの定義とは、「ニーズを満たす能力」
- ◆ 教育における質とは、教育目標の実現度



「**職業教育のマネジメント**」

= PDCAサイクルによる**継続的改善**が質を高める

## 3-3. 専修学校に求められる質保証の取組

---

- ◆ 企業との連携による教育課程の設計と運用
- ◆ 成績評価の妥当性と信頼性の確保
- ◆ 多様なアセスメントの活用(例:ルーブリック評価)
- ◆ 自己点検評価・第三者評価の推進
- ◆ 中期事業計画の策定と職業教育のマネジメント

## 3-4. 情報公開の重要性

---

- ◆ 信頼性向上(学生・保護者・企業の安心)
- ◆ 教育の透明性の確保
- ◆ 学生募集・就職支援につながる
- ◆ 職業実践専門課程では「別紙様式4」による報告義務あり

## 3-5. 公開すべき情報とその手段

---

### 【情報公開する主な項目】

- 教育目標、カリキュラム、成績評価方法
- 就職率、資格取得率、学修成果(ラーニングアウトカム)
- 職業実践専門課程(別紙様式4)
- 自己点検評価・第三者評価の結果

### 【公開手段】

- ホームページ
- パンフレット、年次報告書
  - 誰に、何を、どう伝えるかを意識

## 3-6. まとめと今後の課題

---

- ◆ 質保証と情報公開は全教職員で取り組む課題
  - 教員が中心となって自己評価に取り組む
  - 学修成果(ラーニングアウトカム)の明確化とPDCAによる継続的改善
- ◆ 情報公開を職業教育のマネジメントの一環として捉える
  - ⇒ 情報公開は、信頼される学校づくりの第一歩
- ◆ 法律や制度の改正を踏まえ、教育実践の改善と成果の発信を両立させる